

Doc. 1864

(140)

#1864

SA 10052
Sack 6
#45

00055

Proj. No. 258
S. A. No. 10052
Sack No. 6
Item No. 45

極秘

日本ノ對支借款

資料丙第二百二十七號D

東亞研究所

(昭和十五年七月印刷)

擔當者

第一調査委員會 第一分科會

樋口 弘

日本の對支借款

目次

序 言

第一章 一般借款の一

國庫貯蓄金、改革借款、山東懸案解決に伴ふ二借款（A 膠濟鐵道借款、B 公有財産及製塩業補償金借款）

第二章 一般借款の二

海軍無線電信借款、運河借款前貸金、兵艦運送保險料立替金、軍需西借款、支那留學生借款、瀋陽兵工廠借款、漢陽兵工廠借款、銅元局借款、同別に印刷局借款、漢口造幣廠借款、天津造幣廠借款、天津造幣廠賠償金、德州兵工廠借款、安慶造幣廠借款、山東兵工廠借款、孫文借款、水巻組、張輝曾借款、趙張王借款、兵艦代借款、九六公債、東拓小口貸付金

第三章 西原借款

交通銀行借款、有線電信借款、吉黑兩省金融救済借款、吉會鐵道借款、滿蒙四鉄道借款、山東二鐵道借款、參戰借款、西原借款の批評、西原借款の整理過程

1869

西原借款の肩代り

第四章 鐵道借款

郵便部公債、京漢鐵道水電掛代金、京滬鐵道借款、京綏鐵道掛代金、津浦鐵道貨車貸付金、津浦鐵道貨車掛金、電報鐵道借款

第五章 各種整理借款

有線電信借款、電話擴張借款、漢口造紙廠借款、南京蓄藏借款、山東省支東路、云東省府政府借款、江西中國銀行借款、江西財政廳借款、福建省政府借款、整理借款の積込額

第六章 鐵山借款の一

漢冶萍公司借款、裕泰公司借款

第七章 鐵山借款の二

北京民康公司借款、同安公司借款、順濟鐵業公司借款、富業鐵業公司借款、正豐鐵業公司借款、福民利民公司借款、嘉興鐵業公司借款、興順公司借款、永五井借款、救世紅琴公司借款、張福生借款、瑞泰瑞借款、錢五仁借款、可源鐵業公司借款、阜陽借款、西沙群島公司借款

第八章 實業借款

裕元紡織公司借款、裕大紡織公司借款、瑞益實業公司借款、揚子機器製造公司借款

青島銀行借款、鄭州同埋借款、新廣製糖公司借款、裕華製糖公司借款、汕頭輕便鐵道公司借款、安正鐵路公司借款、井窩輕便鐵路公司借款、汕頭自來水公司借款、云東順和公司借款、裕津製革公司借款

第九章 地方行政借款

江西財政廳借款、福建省財政廳借款（洪禮修）、福建省財政廳借款（柯保覆）、沙連幣廠賣掛金、湖南省水口山借款

第十章 電燈借款

第十一章 手取置前成立の借款

第十二章 手取置成立の借款

中華民回西附政府借款、廣東電業公司借款、天津電業公司、揚子資金借款、天津電業公司借款、長蘆鹽務局借款、漢沽雜業公司外十三口借款

結 絶

序言

日本の対支借款はこれを種々の角度より観察することから出来ぬが、今次報告に於てはこれに十二の類別に分つこととした。即ち一、國債、改革、山東懸案の三大借款を含む一般借款、二、其の他の一般借款、三、西原借款、四、整理洛鉄道借款、五、電燈電路借款を含む整理借款、六、漢口萍、松、繁の益山借款、七、その他、八、益山借款、九、折債借款を含む支那借款、十、示整理の地方行政借款、十一、電燈借款、十二、石炭並前に成立せる借款、十三、華庚改訂政權と締結せる借款の十二項目に整理した。因よりこの分類は便宜のものであつて第三回の対支借款を或る借款、財政借款、教育借款等に分類し、或は無担保借款、担保附借款に分類したり、それと更に通商通運、國稅担保等に小分類する如き方法もあり、支那側の行政官廳別に財政部借款、鐵道部借款と分けられ方志もあつた。しかし日本の対支借款の場合、その何れにも當てはまるに場合が少かつた。この分類法はしかし第三回借款に於ける分類法も参照し、依り上げたものである。尙國債、改革等の借款は夫れ自身を独立したものとしてみられ、不徹底侯法を講じた。

日本の対支借款全体を究むる沿革、対支借款に於ける性態、対支借款に於ける政府、民間等の資金源、資本系統、対支借款と支那側各型政權との交渉、借款整理問題、新政策成立機、動向等に關しては可及的に個々の借款説明の中に載述をこととした。他日夫々を独立して報告したいと思つてゐる。

第一章 一般借款の一

國債賠償金

一九〇〇年(明治三十四年)の北清事変による支那が列國に支拂つた折償國債賠償金は支那の負担する最大の対支借款の一つである。同年十二月、國債十一ヶ國公使から支那側に公布した十二ヶ條の要求條件中の第六條が賠償金に關する規定であつて、甲乙の二項より成る。

- (甲) 國家、團體及個人並に外國人に危害を被せられ居りたるの故を以て親近の事変の間にその身體若くは財産に損害を蒙りたる滿國人に対し公平なる賠償を爲すこと
- (乙) 清國は債金の支拂並に國債の元利支拂を保証せんが爲めに列國に於て承認せらるべき財政上の措置を執るべきこと

この賠償條項を基礎として、賠償範圍及びその算定方法を決定したが、各國の要償額と支那側の負担限度、財源、賠償支拂法等で相當に齟齬した。その爲に賠償金に關する大綱は一八〇一年五月水迫約半年の折衝を重ね、九月七日最終議定書に調印を遂げた。賠償金に關する規定は右最終議定書第六條であつて其の内容は次の如くである。

- (イ) 賠償金總額 四億五千万兩内
- (ロ) 利率 年四分
- (ハ) 償還年限 三十九ヶ年

(二) 支拂方法 支那政府の財力を考慮し支拂を容易ならしむる目的を以て四億五千万両の元本を五分に合年次を異にして元本の償還を開始すべしと定められてある。即ち附屬第十三号に依れば

(A) 七五〇〇〇〇〇〇〇〇 両 一九〇二年から元利を併せたものの支拂を開始す

(B) 六〇〇〇〇〇〇〇〇〇 両 一九〇一年から元本の償還を開始し天返は利子のみ支拂す

(C) 一五〇〇〇〇〇〇〇〇 両 一九〇五年から元本の償還を開始し天返は利子のみを

支拂ふ

(D) 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇 両 一九〇六年から元本の償還を開始し天返は利子のみを

支拂ふ

(E) 一五〇〇〇〇〇〇〇〇 両 一九〇三年から元本の償還を開始し天返は利子のみを

支拂ふ

換算すれば年々格差に從つて元利を合計した償還年額が増加することになつて居るのである。即ち之を表示すれば次の如くなるのである。

一九〇二	一九一〇	一九一八	一九二五	一九三〇
一九一五	一九二四	一九三三	一九四〇	一九四八
一九一六	一九三二	一九四〇	一九四八	一九五〇
一九三二	一九四〇	一九五〇	一九五〇	一九五〇

如此にして利子を加算すれば賠償総額は終局に於て實に九億八千二百二十三万八千

百十五両と云ふ巨額に上るのである。

(A) 担保 (B) 海關稅の剩餘並に輸入稅引上に依る増收入 (C) 海關の收入にして海關の管理に務められたもの (D) 海關稅の剩餘 而して是等の増收入は毎月之を列國の銀行家委員會に交付するものとす

(E) 財源 輸入稅率を現行五分に引上げること 但し其の條件として従價稅を可成或量稅に改めぬこと (一) 八八七 (二) 八八八 (三) 八九九 年の三ヶ年間における各商出陸上當時平均價格を評定の基礎とす (四) 白河及青浦江の水路を支那政府も經費を分担して改良することになつて居るのである。

最終議定書の調印に依つて賠償金に關する問題は支那政府との間に於ては確定を見たのであるけれども 列國相互間に於て如何に其の四億五千万兩を分配すべきやの問題は未だ定まらなかつたのである。然るに各列國から提出された要求額を合算すると四億六千九百六十二万九千九百九十九と為り支那政府から受取らるものに一十餘万兩を超過することとなり明したので何等かの方法に依り各列國の要求額を減額せざるを得なくなつたのである。各國公使は各列國按分比例にて減額すべしとの提議を為し之に賛成するもの多數であつたけれども日英兩國公使は之に反対した。

日本の反対理由は日本の割当額は其の損害額よりも遙に少く若し日本政府は公債を發行して其人の損害を賠償せざるを得ざる立場に在るのであつて而も其の公債は五分利以下では發行し得ざるに拘らず賠償金の利子は四分である故に按分比例的減額に反対するのみならず却て割増要求を為さんとするものであると云ふのである。然し日本の主張は遂に實現

うれず割増票水を撤回するのみならず、按介此例的或額米を以て議決すかに至つたのである。
 二二に於て、一九〇二年六月十四日、列強國に賠償金分配に因する議定書の調印を見るに至つたのである。其の議定書に依れば、各面の割合は次の如くであつて、露俄兩國のみが全体の約半額を占めて居るのである。

金額	比例
露	二八・九七一三六パーセント
俄	二〇・一五六七
佛	一五・七五〇七二
英	一一・二四九〇一
日	七・七三一八〇
米	七・三一九七九
伊	五・九一四八九
白	一・八八五四一
奧	一・八八九七六
葡	一・七三三八〇
國際的資本	〇・三三二六
西	〇・三〇〇七
葡	〇・二〇五〇
葡典及諸威	〇・一三九六

國庫賠償金を銀貨債券なりや、金貨債券なりやに關しては折柄の銀貨の急落に關聯し、國債列強との間の問題となり、相當紛糾もあつた。一九〇四年一月廿三、十八年七月二日付書翰を以て支那側は金貨債券たることを承認し、海内西の市価に基いて金貨債に換算すべき旨を送つた。その結果金貨債券のためその後の文庫は増大してゐる。日本は換算日本金四八、九五三、八九一円となつた。

國庫賠償金の成立とその後の経過は近代支那の最も光彩ある外國交渉文をなすものである。その後の重要な経過を見れば、次の如きである。ここに於てはそれは論外に置く。簡単に支那が國庫賠償金の支拂を開始して以來向もなく清朝は没落し、十二年を経て政制大變革を遂げ、支那も既に聯合國制にあつては、強國に宣戦を通告し、支那の國際的地位にも大なる變化を來たし、同時に賠償金の支拂義務に關しても重要な影響を蒙つた。即ち俄國兩國及び帝政崩壞後の露國と對しては賠償金の支拂を停止し、その後相當の曲折もあつた。支拂は停止され、聯合國制に對しては、支那の聯合國参加と交換に五ヶ年の支拂停止を一九一七年十月一日より実行した。尙米國は一九〇八年米賠償金の大部を放棄した。休戦後、再支拂開始に當り、聯合國側は概ねこれを容れ、米國も賠償金元利を支那の文化教育、衛生、經濟建設の事業に再供用する條に支那側と個々に協定を遂げた。その様式も亦各國別々である。(この事項の詳細は第二分科會の報告資料を参考されたい。)

日本の國庫賠償金は、大正十二年三月三十一日公布の「文化事業特別會計法」(文化事業特別會計法)に基づき、日本に於ては、(この事項の詳細は「日本の外交文化事業」参照のこと)、「附表一参照」

改革借款

一九一三年（大正二年）四月二十六日に調印された五國借款團による改革借款（善後借款）及び陛下下の兵隊に与つた最大の外国借款であり、今日に於つては果て重荷なる借款であつた。四國借款團及び六國借款團となり、借款の成立直前に米國が突然脱退して五國借款團となつた経緯は近代支那外交史に於ける最も奇事ある一詞をなすものである。これはこので説明を省略するとして、採みに採んで漸く成立した改革借款の内容の要旨は次の如くである。

- 一、借款総額 二千五百萬磅（五、一、二五〇、〇〇〇マールク、六、二、一、二五〇、〇〇〇フラン、二、六、七、五〇、〇〇〇ルーブル、二、四、四、七、〇〇、〇〇〇円）但し支那利率八四%
- 二、利率 年五分
- 三、支那側代表は國務總理、財政部長、借款團は香港銀行、渣打銀行、印度支那銀行、露亞銀行、橫濱正金銀行
- 四、右金額は左の割合で一九一三年五月二十一日迄の各地で發行
 - ロンドン（七、四、一、六、六、八〇磅）、パリ（七、四、一、六、六、六〇磅）、ベルリン（六、〇、〇、〇、〇磅）、ペトログラード（二、七、七、〇、七、七、七、〇磅）、ブラッセル（一、三、八、八、八、八、八、〇磅）
- 日本側引受けは英、仏、独、日、の五ヶ國銀行團にて同額づつ負担。但し連帯責任を負はざるものとす。

五、供金は七項目に介れてある。(一)支那政府の負債十二億、合計四、三、一、七、七、七、八磅九志七片の償還、(二)各省政府の負債八億、二、八、二、〇、〇、〇磅の償還、(三)並く償還期が到来する支那政府の負債八億三、五、九、二、二、六、三、三、三磅。右三片の償還、(四)南方軍隊解散費用約三百萬磅、(五)一九一三年上半期の一般行政費用五百五十萬磅、(六)總稅則改革費用二百万磅、(七)其の他は支那政府と銀行との協定に係る行政費に充當するものとす。

六、償還期限 十ヶ年経過四十七年
七、利附期 毎年一月一日、七月一日
八、償還方法 一九二四年以降毎年抽籤により七月一日より償還、支那政府は一九三〇年七月一日以降に於て、六ヶ月の予告を以て償還金額を増加することを得、但しかくして償還期日前に於て償還せらるる部分に対しては償還額は一九四五年七月一日以前に於ては一、〇、二、五%の割合たることを要し、それ以後に於ては平価とす。

九、担保 (一)支那の總稅總收入、但し既に担保とする十二種の借款はその權利を侵害せず、(二)海關稅の收入にして現任之を担保とする債券を支拂つて剩餘ある時には第一順位に於て本借款の担保たるものとす。
一〇、支那政府は外国人の援助を得て總稅の徵收制度の改革を行ふものとす
一一、支那政府は直に會計次長會計檢査部（憲計處）を改置すべきことを約す
一二、元利金の支拂には支拂年額のパーセントの四分の一を手料として取扱銀行に支拂ふ

一三、支那政府が總稅收入を担保とし若くは本契約に規定する供送の爲に更に借款を起せんとする場合とは場合には公債發行額の六パーセントの手料を支拂ふ制度の下に本借款團

に優先権を許典するものとす。尙支那政府は本公債の全額を發行を終つた後六ヶ月以内は借款團の同意を得るに非ざれば新公債を發行せざるものとす。

一四、五國銀行は本契約上の権利、権能及政策種を各自國の会社及個人に移譲することを得。

本借款の諸條件は当初借款團から支那政府に提議したものと其の實質に於ては殆んど同一のものであつて支那に取リ廻り苛酷なものであるけれども共和國の基礎未だ固まらず政変輸出する実状に鑑み債權保護の必要に己を待たざるに出でたる監督規定であるを觀察すべからる。

商議中の難問題であつた外國人顧問の改及割当は契約面には記載はないけれども並務債債總所會並に英國人、其の代理者に水邊人、會計検査部顧問に露法人、國債局長に壯逸人を天々採用することとし、合計五人と云ふことになつたのである。

本公債は契約調切の翌日(五月二十一日)及國に於て發行せられ成功を博し殊に倫敦に於ける証券類は英國の引受額の六割に達したと云ふことである。尙支那政府は契約調切の當日二百萬磅の前資金を受け居るものとある。實際に借款の使途が果して契約書所載の如くであるとすれば其の大半は旧債券の償還に充てらるるものであつて、而も支那政府の手取額は額面の八四パーセントとなつて居る。國庫上實際の手取額は二十四萬磅となるのである。支那政府の資金工作は更に継続して行はれなければならない仕儀となつて居るのである。横正金銀行はこれを歐洲で代理發行し、前所述の如くである。同借款は二十萬磅、百磅の債券として賣出されたのである。主として歐洲人の所有に歸し、日本人の所有に屬し

日本國內にあるものに至つて妙いと云はれてゐる。

尙レーマー氏は改革借款の日本分を日本の支那に対する債權より其の如き理由で除いてゐる。

横正金銀行に支拂を存す法律的債務が存在することは事實であるか。善後借款(改革借款)の日本分の全部は日本の外で發行されたといふこともまた事實である。(中略)善後借款の日本分に関しては資金はイギリス、フランス及びドイツから来たのであつて借款の利子は横正金銀行及びこれ等のヨーロッパの中心地の銀行を通じて、イギリス及びヨーロッパ大陸の投資家達に支拂はれたと云ふのは事實である。發行地の原則に據ることからすれば日本はこの借款の大部分を持つてゐない。一九一四年に日本に於ける善後借款の現存の所有に關する報告を再考するために努力して見たが、この時日本にはかくの如き債券は存在しなかつたと云ふ結論が眞実らしい。これ等の事實に鑑み、善後借款に支那に対する日本の借款の表から除外された「レーマー氏」列國の対支投資(四八、頁)

尙日本人所有の改革借款は明白でないが、日本銀行の一例、約五十萬磅とあると云はれてゐる。(対表一参照)

山東懸案解決に伴ふ二借款

A 膠濟鐵道借款

此項山東懸案に於て享有してゐる一切の權利及び特權はラニルサイス條約第四條第八款の規定により法律上は日本に讓渡せられたのである。しかし日本政府は事實上日本は自らこの權利の讓渡を領有せず。租借地はこれを支那に還付し、膠濟鐵道は日支共同事業として之を経営する方針であつたことは、清國會議の當時巴里に於て牧野金權の聲明せる通りである。然るにその後日本政府は内外の形勢を顧慮し、單邊議會を契機として膠濟鐵道を支那に移讓することに決し、一九二二年(大正十一年)二月四日華盛頓で調印せる山東懸案解決に關する日支條約第五條によつてその大體を定められたのである。その要綱は左の如し

- 一、膠濟鐵道及其支線を之に附屬する一切の財産と共に支那に移讓すること
- 二、支那は右に対する現實の価値を日本に償却すること。而してその現實価値は五三四〇六、一四一、マールに日本が起した改良又は添付の費用を加へたるものなること
- 三、日支兩國から各三名の委員を出して現實価値の研極を行はしむること
- 四、支那政府はその価値に對して國庫證券を日本政府に交付すること
- 五、その國庫證券の償還期限は十五ヶ年
- 六、鐵道の財産及其の收入を担保とするものなること
- 七、支那政府は五年後には何時にても六ヶ月の予告を以て、右國庫證券の全部又は一部の償還を行ひ得るものとす

八、右國庫證券の償還中は日本人たる選任主任及會計主任を任命するものなること
 右の基本協定に遵據し、同年十二月十五日北京に於て日支共同委員の間に山東懸案細目決定なるもの成立した

- 一、日本政府に償却すべき鐵道の価格を四十万円とす
 - 二、利率年六分
 - 三、鐵道及其收入は之を他の内外債の担保に供することを得ざること
 - 四、本鐵道の収入は正金銀行の支店に預入すること
 - 五、その預金を引出すには日支両會計主任の連署を要すること
- これ等の新條件が細目協定に於て決定されたのである

B 公有財産及製塩業補償金借款

平河の山東懸案解決に向する日支條約によつて膠州灣租借地は支那に還付することとなつたのであるが、自然同地域内に於ける鐵道の日公有財産も少数の例外を除き無償で之を支那に引渡すことになつたのである。併し右第六條に於いては地域内に於ける日本が新に買收若しくは建造したものを並に鐵道時代のものに日本が改良若しくは添加を施したものに付ては、日本側が現實に支出した費用を償還することに定められたのである。之と同時に第二十五條に於て膠州灣の沿岸には多数の日本人が製塩業に従事してゐる。斯が製塩業そのものは支那に於ては政府の専売に屬するものである關係上、膠州灣を支那に還付した後は日本人がこれを行ふこと出来なくなるものである。て支那政府に於て公正なる補償金を支

押つて之を買収することになつたのである。而してこれ等の補償金は何れも膠濟鉄道の委員とは別種の日支共同委員に於て之を協定することになつてゐるのである。

日支共同委員は大正十一年十二月一日山東懸案細目協定なるものを妥結した。その第七條に於て次の如く決定してゐる。

- 一 右公有財産及鐵道業に対する補償金として支那政府は日本政府に一十六百万円を支拂ふことになり、但し内二百万円は現金を以て支拂ひ、残餘の十四百万円は國庫證券として引渡すこと
 - 二 利率年六分
 - 三 償還期限は十五ヶ年、但し何時にても三ヶ月の予告を以て全部又は一部の償還を行ふことを得
 - 四 担保は國庫及鐵道の剩餘金を充つるの外他に確實なる担保物を選定すること
 - 五 將來外債整理の場合には本國庫證券を第一次に整理すること
- これ等二つの借款、膠濟鉄道、青島公共財産鐵道業借款はその利子は對支文化事業特別會計に歸入せられ、對支文化事業に再投資せられてゐる。(日本の在支文化事業参照のこと)
(附録一参照)

第二章 一般借款の二

海軍部無線電信借款

大正七年二月廿一日支那海軍部(部長劉冠雄、王士珍内閣、馮國璋大總統時代)と三井物産株式会社の間に支那無線電信台を設け日本及改米との直接連絡を行ふ目的を以て借款契約を締結せられた。其契約は主契約、追加契約及四種の附帯取極から成つて居るのであるが、主契約の要綱は次の如くである。

- (1) 三井物産会社は支那政府の爲に日本及改米との直接無線電信の授受を行ひ得る大無電台を設置する。其場所は支那政府の承認する所であつて且つ三井が土地を買収又は賃借し得る所とす。其場所は其後北京郊外の双橋と決定したのである。
- (2) 所要の経費総額は五十三万六千二百六十七磅とし三井に於て之を調達するものとす。
- (3) 利率は年八分にして三十ヶ年年賦として償還するものとす。
- (4) 償還は三井の責任であつて其財源は当該無線電信の收入から必要の経費を差引いた純益を以てす。但し財源不足の場合には三井が責任を買ふものとす。
- (5) 支那政府は三十年間三井物産会社に本無電台を經營する全権を賦與するも三十年経過後は無條件に之を回収し得るものとす。支那政府は三十ヶ年前と雖本件借款の元利金を完済して其の經營權を回収し得るものとす。但し此の場合六ヶ月の予告を爲さざれば

五ヶ年毎に収入の五分を支拂ふものとす

(6) 三井は支那政府に長官自選収入の一割を特許料として納付するものとす。而して建設
 入札支出に當る場合は要本同し

(7) 支那政府は三井の経営を監督し納付金の確保を爲すに百萬元を貸付し、當座せしむるも
 のとす

(8) 三井は支那以外へ海上及陸上の船舶を合せ、凡百の蒸氣台と運搬を計り最も多量に
 利の運送を行ふ得るものとす

(9) 三井は本契約上の権利を再存し支那政府の承認を経て第三者に譲渡することを得るも
 のとす

(10) 三井は本蒸氣台を經營する期間全職員に任命権を有するものとす

(11) 三井は支那政府の承認を経て本蒸氣台の電力を増加し機械を改良し得るものとす。而
 して其の經費は原建設費と同様に取扱ふものとす

(12) 三井は前契約料は七ヶ支那に永ることを要す

然るに同日附の追加契約に依り支那政府は三十年を俟たず工費竣成次第本蒸氣台の經營權
 を回收することとなり、前等資本五十三万六千二百六十七磅は三井物産会社に於て之は細
 重方を引受けらるることになった。利率は年八割にして三十ヶ年拂のしのである。仍て三井は
 經營權を失ふと同時に償還義務を免れることになった

之と同時に他方一方には若し支那政府が本蒸氣台を回收して之を經營することとなれば、
 海峽電報会社との間に現存する規定に違反することとなるのは、三井物産会社に於て其經營
 を引受け、海峽電報会社を營業を妨げざる様に私的に他の電信局との連絡通信を行ふ規定

である。而し夫れは三井の義務となつて居るのであつて之を引受けざる時は支那政府に借
 款の返済をする必要なきに至ることは注意すべき点である

附帯取極の二は經營權の引受に關することであつて、若し支那政府自身に於て本蒸氣台を
 經營するが爲其收支計算に不安なる虞であれば、三井に於て之を引受け經營費と借款の
 元利との支拂に任すべしと三井の義務である。但し三井の條件なるのであつて、(1)一年前
 予告 (2)支那政府經營時代の元利支拂は支那政府の負担 (3)公私及種一切の電信に對して
 料金を徴収することと是である。附帯取極の二は一九三〇年までは支那政府と大東及東北
 函館電報会社との協定に依り政米の陸上電信局との通信に對し制限を受け居るけれど
 一九三一年からは全然自由であることとを聲明した

附帯取極の三は材料に關する規定であつて、日本商品若くは政米函の優良なるものを送ふ
 べきことを三井が保證した。附帯取極の四は本蒸氣台に關する一九一八年三月五日の共
 同宣言であつて以後三十ヶ年間支那政府は他の会社若くは個人に外國との通信を目的とす
 る本蒸氣台の設置を許さざるのみならず支那政府自身も之を建設せざることを約束した。此
 約定こそ後日一九二一年一月八日米國の「エヂラ」し電信会社と支那政府との契約に對
 し日本政府が約束違反の主張を爲す抗議の根據となつた。(附表二参照)

備考 (一)本借款は通信借款に屬するものなれど、未整理借款にすべき一般借款中に分類
 したるものなり

運河借款前貸金

民國六年十一月、米國のアメリカン・インタナショナル・コーポレーションは直隸山東兩省に於ける大運河の改修に因して支那政府との間に七分利付六百萬米幣の借款契約を成立し、その内三百五十萬米幣は米國に於て發行し、二百五十萬米幣は日本を引受け、日本興業銀行より發行することになつた。日本としては善後借款を除けば唯一の外國と共同した借款である。然るに本借款は結局に於て全額は米銀行に終つてゐる。運河測量代金を以て、そして公債發行迄の前貸として出資せる九三、八九、八三米幣の内、三九、一二、四三米幣を銀に於て引受け、借款となつてゐる。

- 一 成立 大正十年六月十六日
 - 一 契約数 三九、一二、四三米幣
 - 一 利率 年八%
 - 一 償還期限 大正十一年六月十五日
 - 一 用途 運河測量資金
- 本借款も日本西國引受分とほその終となつてゐる。昭和十三年末に於て三九、一二、四三米幣の元金の他に五三、二〇、九一米幣の延滞利息を残してゐる。

兵船運送保険料立替金

天津の通運公司の兵船運送に關する保険料之替であつて大正十年五月に行はれてゐる。それの借款化したものを中日興業が取立委任され、中國の借款になつてゐる。九、一、四、四、元で年利八、〇%である。昭和十三年末には元金の他に延滞利息二、六、九、四、一、七、元を残してゐる。

軍需品代借款

三井物産が大正四年、當時の北京政権のために賣付けた軍需品及服地代の材料借款であつて相当有名な借款である。その要領をの如し。

- 一 成立 大正四年十二月一日
- 一 二、四、四、一、二、五、一、元
- 一 一、七、三、八、四、一、七、元
- 一 利率 当初七% 大正九年二月以降一、〇%
- 一 用途 軍需品及服地代
- 一 担保 煙草牌照稅
- 一 償還 大正九年四月三十日(内) 四十一月三十日(元)

本借款も又大部は償還されず、昭和十三年末、現在に於て元金は一、五、〇、五、二、五、一、元。

一八八四一七元であり、正利子は八三回六一九八円、正七〇、二二六〇元になつてゐる

支那留學生費借款

支那留學生費借款と称する小額の借款が三口存在してゐる
その一口は台湾銀行の駐日公使名義のもので左の如し

一 大正八年十一月十四日成立

一 一〇〇、〇〇〇円

一 日歩 二銭六厘

一 大正十二年九月九日償還

同借款もその終結迄は元金一〇、一五八円と三、二二九七円の延滞利息を残してゐる

第二は三菱銀行の支那政府に對するもので左の如し

一 大正九年一月十日乃至十四年六月二十二日(四口に分る)

一 一四五九五〇円

一 日歩 二銭五厘

一 大正十四年九月十九日償還

同借款もその保持迄は元金の全部と延滞利息五三一四一円、合計九九、九四円を残り

てゐる

第三は徳百銀行のもので、その債券者關係等は稍複雑で左の如し

一 大正八年十二月二十九日乃至大正九年九月一日(一口)

一 債権者 徳百銀行

一 債券者 支那公使代理留學生監督 八五九〇〇円

一 四川留學生學生經理員 五〇〇〇〇円

一 山東留學生學生經理員 三三〇〇〇円

一 漢口留學生學生經理員 一六〇〇〇円

合計 一八三、九〇〇円

一 利率 年六%

同借款もその保持迄は元金の比に延滞利息二二、九五九円を残りてゐる

漢陽兵工廠借款

東亞通商会社の漢陽兵工廠の兵器買入代り材料借款であり、大正九年一月に締結されて
ある

一 契約額 三〇〇、〇〇〇元

一 財政部引受 陸軍部保証

一 利率 月一六厘
 一 用途 兵器買入代
 一 償還期限 大正九年四月
 同借款も亦昭和十三年末には元金二〇〇〇〇元、延滞利子六一四八九五圓元を返済してある

漢陽兵工廠賣掛金

三井物産会社は漢陽兵工廠に対し大正十四年十一月乃至十五年八月に亘り四口より成る俸服、砲服、鉛板購入代を材料借款として有してある
 一 契約額 四九九八三兩
 一 利率 年一〇%
 一 保証 陸軍部
 同借款もその返済期し昭和十三年末には元金五七八〇〇圓と延滞利子七五一八九圓を返済してある

銅元局借款

東洋興業会社の財政刷新元向設立に関する借款であつて相当有名な借款である。その要領左の如し

一 成立	大正九年十二月一日
一 契約額	三〇〇〇〇〇〇圓
一 利率	年一〇%
一 目的	銅元局設立費
一 担保	民國八年公債 三〇〇〇〇〇〇〇元
	國庫證券 一〇〇〇〇〇〇〇元
一 ハア手償還内ニケテ年償還	

同借款は國々大正七年成立の陝西省銅元局設立費借款を財政部に引越せ山東省に銅元局設置の若てあつたが、又度更張策謀口に設置したものである。同資金は銀より融通を受けたる。昭和十三年末には元金三〇〇〇〇〇圓かその返済額されておないはかりでなく延滞利子一〇六二六九六圓に達してある

銅元局借款別に

前記の銅元局借款の追加借款と云ふべきもので、次の要領となつてゐる。

- 一、昭和二年十月十八日
- 一、契約額 一、七、八八七元
- 一、利率 年一三%
- 一、用途 機材運賃

本借款はその以前の借款で昭和二年六月三十日迄に財政部の確認を得た合計額である。元金の他に三〇、六九三二元を残してゐる。

財政部印刷局借款

三井物産は財政部印刷局に対し大正七年一月一日、材料買掛金が整理資金として二百万円内の借款を有してゐる。その要領左の如し。

- 一、大正七年一月五日
- 一、契約金額 一〇〇,〇〇〇.〇〇円
- 一、利率 年一〇%

一、用途 材料買掛金及整理資金

一、担保 印刷局財産。尚利息債権は毎元割金を以て担保とす。

一、償還期限 大正十五年一月四日

同借款は大正十三年七月元利合計を借差額として契約を更改、尚利息債権に対しては延滞利息を以て担保とする。昭和十三年末現在に於て元金二五、八八三、五四と延滞利息二、四二二、三五八円を残してゐる。

漢口造紙廠賣掛金

三井物産は漢口造紙廠に対して大正九年八月、製紙機械、材料代として三四四、三両の材料借款を有してゐる。同借款も本所の借差額とし、昭和十三年末には三、六五〇元の元金と八、九五〇元の延滞利息を残してゐる。

天津造幣紙賣掛金

三菱商事は天津造幣廠に対して左の如き要領で材料借款を有してゐる。

- 一、大正十二年十月三十日
- 大正十三年一月十二日
- 一、二三九、四六九両
- 二、三五〇、四一両
- 一、別、年、一、二、三

天津造幣廠賠償金

三菱貯蓄会社の天津造幣廠に対する未納償込契約解除による損害賠償を借款化したものを
 三、〇〇〇、〇〇〇元、年一、二、九、利子の借款である。
 昭和十三年末には元金の他に四九、八六三元の延滞利子を残しておいた。

德州兵工廠賣掛金

山東省の德州兵工廠に対して泰平組合は新購入代を大正十二年十月及十三年一月（二〇〇）

未拂となり一三、六四一両の日方。〇、四両で借款となつてゐる。同借款の備付は泰平組
 合が解散し、昭和商業株式会社が引継いでゐる。昭和十三年も借款金額とその返済してゐ
 る。

安慶造幣廠賣掛金

安徽省の安慶造幣廠に対し泰平組合に対し、大正八年十月、九年六月、銅購入代一〇、七
 四九両の材料借款となつてゐる。同借款も泰平組合より昭和商業と引継がれ、元金その終
 借取となり残つてゐる。

山東兵工廠賣掛金

山東省の山東兵工廠に対し泰平組合は銅購入代として、大正八年十月より大正九年六月
 に至り、三八八二両の材料借款を有してゐる。同借款も泰平より昭和商業で引継ぎ、そ
 の返済として残つてゐる。（附表ニ参照）

九六公債 (附表一参照)

前掲九六公債とは、正式には民国十一年債銀内外債八分別債券と称するものであつて、民国十一年(大正十一年)二月十一日大總統令を以て発布された総額九千六百萬円の支那公債であつて、支那政府が民国七年(八年)九年の三ヶ年に亘つて起債した過剰剰余金担保の高利短期内外債を整理借替する爲に発行した公債を云ふ。その中で、紙貨債の五千六百三十九万四千三百元は支那人に対するものであつて、内債をその性質を有し、残金の金貨債三十九万六千八百元は日本商社に対するものであつて外債として対日借款に相当するものである。

大正七、八、九年三ヶ年の対支短期借款には京畿水災借款と地の華聯公司借款、保商銀行借款、新華銀行借款、勸業借款、教育借款等の如き独立の借款に、西原借款に属する公債の利拂借款、追加借款等が含まれてゐる。この公債により日本側債権者に対して借替公債の発行されたのは日本興業銀行、朝鮮銀行、台湾銀行、大倉組、東亞興業会社、中日実業会社、中興漢業銀行及び興業公司である。

その借替條件左の如し

- 一、利率 年八分
 - 二、担保 抵託利金及返附金を現貨五分に引上げた結果生じた増収剰余金
 - 三、償還期限 七年内三ヶ年一括償還
- 同債券中の二、六、三、八、三、〇、四(当初は三、二、一、九、四、〇、四)は西原借款整理の方針により

政府に於て買上保存してゐる

同借款も亦大正十三年一月第三次元金償還後未済となり、償還期限の昭和四年一月に至るも設置され、現在に及んでゐる。昭和十三年末現在に於て元金三二四七九、二〇〇、円、延希利率三一、一、八〇、〇、三二、四を成してゐる

尙民国二十六年の國民政府の既発公債の統一公債承換に際しても、九六公債の支那側公債もその係に搭置き統一公債に借替へされず、結局國民政府としては兼認せざる不確定借款とされてゐる或である。本借款は収章の西原借款の成立と不可分の關係を有するものである。

東拓小口借款

便宜上一款借款の中に包括した迄であるが、前掲借款と称すべきものでないかも知れない。東拓の主として青島に於ける支那人への小口貸付二十九口を積つて回収不能となり、借款化したものである。一五三、〇、〇、円の元金が昭和十三年末には三五四、二、〇、円になつてゐる。

特に東拓より借款として報告してゐるので意味を有つものである。(附表一参照)

第三章 西原借款

所謂西原借款とは大正六七年に亘り市内内閣の大蔵大臣勝田主計の時代、日支間の経
 済提携を具体化する方策として、日本郵政銀行、台湾銀行、朝鮮銀行の三特設銀行をして
 或は直接に或は間接に日支合併の中興通業銀行を通じて、支那政府へ假借國幣總額
 一億五千萬圓（支那幣）との間に締結せられたる借款をさすものである。西原借款なる呼称は此
 手借款の予備交渉に当時無効の野人西原龍三が人名を奪り、此に當つたのでかく称する。
 七個の借款とは（一）大正六年一月二十日第一回交通銀行借款五百萬圓、同年九月二十八日第
 二回交通銀行借款二十萬圓、（二）大正七年四月三十日有線電信借款二十萬圓、（三）大正七年六
 月十八日吉会鉄道借款前貸金一十萬圓、（四）大正七年八月二日吉会金銀借款三十萬圓、（五）大
 正七年九月二十八日滿蒙四鉄道借款前貸金二十萬圓、（六）大正七年九月二十八日山東二鉄道
 前貸金二十萬圓、（七）大正七年九月二十八日參戰借款、合計一億四千五百萬圓の大借款を云
 ふ。しかしこの一聯の借款が夫々不可分の關係に置かれてゐるので、一括して取扱ふを便
 利とする。その一つ一つの說明に當りう、（別表三參照のこと）

一 交通銀行借款

交通銀行は支那政府の交通郵政の救済銀行と云ふてもよく、主として鉄道及電信等の收入

を取扱ひ兼ねて一般銀行業務をも営んで居る。支那に於ける最も有力なる銀行の一であつ
 て中国銀行と相並んで紙幣の發行権を有し、而も其發行高は中国銀行よりも當時は巨額に
 よつて居つた。

然るに此銀行が政体の変更及政変其他の事情の下に自然經營上にも悪影響を受け其の發
 行券も充分に高価を維持することが出来なくなつて來たので之は故郷を我實業家に求めて
 來た。仍て日本の中央銀行團に於て之を引受くることとなり一九一七年一月廿五日五百萬圓
 の借款契約が成立した。

此借款は（一）償還年限三ヶ年、（二）利率七分五厘、（三）割引若くは手数料なし、（四）訂時にては
 金額の返済を行ふことを得、（五）担保は交通銀行の所有に係る、（六）龍海鉄道公債額面百三十
 萬圓、（七）支那政府國庫債券額面四百萬圓、（八）交通銀行完發行の支那政府債券額面二百四十
 萬圓、（九）支那政府國庫債券額面二百四十萬圓、（十）交通銀行が本借款本債還中更に外債を必要とする場合
 には先づ本銀行團に交渉し適當なる條件を決定する優先権を與へられてゐる。

之が交通銀行の整理は従つて五百萬圓位の資金を以てしては望み得ないことは当初から判
 明して居たのであるが、一時に多額の資金を融通することは困難なる事情もあつたので是
 當り五百萬圓に止めて居たのであつた。其の後同もなくして第二次の借款申込みあり一九
 一七年九月廿八日更に二十萬圓の貸付が行はれた。其條件は（一）償還年限は三ヶ年、（二）利率
 は七分五厘、（三）手数料なし、（四）担保は支那政府の大蔵省證券額二十五萬圓、（五）日本銀行
 團は支那政府證券を担保物として所持する證明書を交通銀行に渡すこと、（六）相当多額の外
 債を起す場合には先づ日本銀行團に相談すること、（七）本借款の償還は支那政府之を保証す
 るものとす。

（29）
（1）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（2）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（3）債還

（4）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（5）債還

（6）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（7）債還

（8）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（9）債還

（10）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（11）債還

（12）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事
（13）債還

（四）吉會鉄道借款

吉會鉄道とは吉林から朝鮮の会寧に至る延長約二百七十哩の鉄道であつて其の建設に關し一九一八年六月十八日支那政府と我々特殊銀行團との間に予備借款契約が成立し一千万圓の預貸金を交付された。

元來吉會鉄道の建設に關しては既に一九〇七年四月十五日調印の新奉及吉長鐵道に關する日清借款第三條之第四項に於て予想する所なるのみならず、次で一九〇九年九月四日の間島に關する日清借款條大條に於て吉長鐵道と同律たることを規定し更に一九一七年十月十二日の吉長鐵道借款契約第十七條に於て外資を以て本鐵道を建設せんとする場合には先づ南滿洲鐵道会社に之を申込むべしと云ふ條項を得して居るのである。

唯だ茲に注意すべき一事は前記の諸條約に依れば孰れも支那政府は南滿洲鐵道会社から必要の資金を借入るの約束となつて居り尙致に優先權が與へられてあるものであるけれどもそれが支那政府の希望に依り特殊銀行團と取引する事になつたことである。

予備契約の內容は（1）支那政府は悉く本鐵道建設其他に必要なる金額を概算し銀行團の承認を求むべきこと（2）銀行團は其前送資金に対し五分利付の公債を引度くる事（3）債還

年限四十年とする。(1)支那政府は朝鮮總督府鐵道局と共同して回江の保橋を行ひ經費を
折半して分担すること。(2)担保は鐵道の全財産及其收入とす。而して銀行團の同意を得る
に非らざれば百執れざる他の借款の担保に換換せざることを。(3)支那政府の手取額は一九一
五年の四滿鐵道借款契約に規定するものより有利なるべきこと。(4)予備契約に規定なき
事項に付ては両当事者間に於て一九〇八年の津浦鐵道借款に準據して決定すべきものなる
こと。(5)前貸金一十萬圓に付しては二分五厘の年利の付する大藏省證券を發行すべきものなること等
である。

(四) 滿蒙四鐵道借款

滿蒙四鐵道とは (1) 米前から熱河に至る鐵道 (2) 米前から長春に至る鐵道 (3) 吉林から
海龍を経て開原に至る鐵道 (4) 熱河鐵道の一段落から海龍に至る鐵道を指稱するものであ
つて一九一八年九月廿四日外務大臣後藤新平と駐日支那公使董霖との間に交結せられた
公文に依り日本資本家よりの借款を以て之を建設することに約定せられたものなり。其
の借款額を出して一、九一八年九月廿八日支那政府と我將本銀行團との間に予備契約が
調印せられた。前貸金一億五千萬圓を要する見込であつた。
余程に上り建設費總額一億五千萬圓を要する見込であつた。
予備借款契約の本文は (1) 支那政府は速に石四鐵道建設に要する經費を天受の銀行團の

承認を安んずべきこと (2) 償還年限四十年とする (3) 担保は石四鐵道の現在及將來の總財産
並に其の收入 (4) 發行価格・利率 支那政府の手取額其他の條件は出來得る限り支那政府
に有利に取極めらるること (5) 前貸金一十萬圓は手取額なしに交付せられ其利率は年八分とし
大藏省證券を發行すること (6) 確定契約は予備契約成立後四ヶ月以内に締結することとな
つて居るのである。

元來此の滿蒙四鐵道は源を滿蒙五鐵道に発して居るものであつて其所謂滿蒙五鐵道とは
辛亥革命直後列國が支那の中原に於て互に鐵道利権の獲得を競争した際一九一三年十月
五日駐支帝國公使と支那外交部長との間に交結せられたる公文に依り日本が滿蒙に於て得
た鐵道利権である。試に其の十月五日の公文の内容を検討すれば

- (1) 支那政府は次の鐵道を建設する爲に日本の資本家から資金を借入る、ことを承諾す
- (2) 四平街から鄭家屯に至る鐵道
- (3) 南原から海龍に至る鐵道
- (4) 長春から海龍に至る鐵道

の借款に同する細目の規定は滿蒙鐵道借款契約と準據するものにして支那政府は可成運
に日本資本家と規定を逐くべし

- (5) 支那政府は資本 (6) 米前から長春に至る鐵道 (7) 海龍から吉林に至る鐵道を建設するに
際して外費を輸入せんとする場合に先づ日本の資本家と商議を爲すべきこと

然るに石五鐵道の四、(8)の四平街から鄭家屯に至る鐵道に付ては前述の如く正金銀行との
間に借款契約が成立し更に米前までの長春鐵道に付ては一九一八年九月八日滿蒙州鐵道會
社との間に予備借款契約が成立し翌一九二〇年五月十七日一十萬圓の短期借款が發行された

年限四十年とする。(1)支那政府は朝鮮總督府鐵道局と共同して図們江の築橋を行ひ經費を
 折半して負担すること。(2)担保は鐵道の全財産及其收入とす。而して銀行團の同意を得る
 に非ざれば百載れども他の借款の担保に換換せざること。(3)支那政府の手取額は一九一
 五年の四滿鐵道借款契約に規定するものより有利なるべきこと。(4)予備契約に規定する
 事項については両当局共同に於て一九〇八年の津浦鐵道借款に準據して決定すべきものなる
 こと。(5)前貸金一十萬圓に對しては五分厘の年利の大蔵省證券を發行すべきものなること等
 である。

四 滿蒙四鐵道借款

滿蒙四鐵道とは (1)遼南から熱河に至る鐵道 (2)遼南から長春に至る鐵道 (3)吉林から
 海龍を経て開原に至る鐵道 (4)熱河鐵道の一點点から海龍に至る鐵道を指稱するものである
 一、一九一八年九月廿四日外務大臣張蔭桓と駐日支那公使章宗祥との間に交結せられた
 公文に依り日本資本家よりの借款を以て之を建設する事に約定せられたものである。其
 の借款額を出して一九一八年九月廿八日支那政府と我邦銀行團との間に予備契約が
 調印せられた。前貸金一十萬圓の前貸金も交付された。而して支那の鐵道は總延長一十
 餘哩に上り建設費總額一億五千萬圓に要する見込であった。
 予備借款契約の内容は (1)支那政府は常に右四鐵道建設に要する經費を天足レ銀行團の

保証を定むべきこと。(2)償還年限四十年とする。(3)担保は右四鐵道の現在及將來の純財産
 並に其の收入 (4)發行価格、利率、支那政府の手取額其他の條件は出来得る限り支那政府
 に有利に取極めらるること。(5)前貸金一十萬圓は手取額なしに交付せられ其利率は年八分とし
 大蔵省證券を發行すること。(6)確定契約は予備契約成立後四ヶ月以内に締結することとな
 って居るのである。

元來此の滿蒙四鐵道は源を滿蒙五鐵道に発して居るものであつて其の滿蒙五鐵道とは
 辛亥革命直後列國が支那の中原に於て仕入に鐵道利権の獲得を競争した際一九一三年十月
 五日駐支帝國公使と支那外交總長との間に交結せられたる公文に依り日本が鐵道に於て得
 た鐵道利権である。試に其の十月五日の公文の内容を檢討すれば
 (1)支那政府は次の鐵道を建設する爲日本資本家から資金を借入る、ことを承諾す
 (2)四平街から鄭家屯を経て遼南に至る鐵道
 (3)開原から海龍に至る鐵道
 (4)長春から遼南に至る鐵道
 (5)前借款に關する細目の決定は滿鐵借款契約に準據するものにして支那政府は可成選
 び日本資本家と決定を遂ぐべし

(6)支那政府が資本 (7)遼南から承德に至る鐵道 (8)遼寧から吉林に至る鐵道を建設する
 爲に外費を輸入せんとする場合には先づ日本の資本家と商議を爲すべきこと
 然るに右五鐵道の四、(1)の四平街から鄭家屯に至る鐵道に付ては前述の如く正金銀行との
 間に借款契約が成立し次に遼南までの長春鐵道に付ては一九一八年九月八日滿鐵州鐵道會
 社との間に予備借款契約が成立し翌一九二〇年五月十七日一十萬圓の短期借款が發行された

のである。(1)償還年限は一ヶ年。(2)利率は年七か五厘。(3)支那政府の取扱いは凡十八
 (4)一千万円の内五百万円は一九一九年十一月十五日交付の預貸金の返還に充てられ、餘は一九
 二〇年六月一日以降必要に依り隨時交付することとなつて居る。
 併し其の他の四鉄道に付ては支那側に躊躇の態度があり日本からは資金ある程に之を背
 負を爲したのがあるが、吾界大戦争の末期に至り漸く時の外務大臣後藤新平の努力に依り而
 東四鉄道建設に關する交換公文が行はれたこと前述の如くである。
 一九一八年九月廿八日の予備契約は此の交換公文に遺はれたる精神を實現したものである
 一つは前記の五鉄道との重要なる差異は五鉄道決定に於ては蒙古内は熱河に止まつて居るの
 であるが四鉄道決定に依り之を海峽に妨げたる線を加へたことである。
 尙本件に關聯して一九一五年五月十五日支那共和国外交総長と駐支日本公使との間に交
 換せられたる公文に依り支那政府は將來滿州及内蒙古に於て鐵道を建設する場合若し外資
 を要するときは先づ日本資本家と借款を商議すべき優先權が日本に與へられたる居るのであ
 るが此の優先權は華盛頓會議(一九二二年二月二日の會議)に於て日本全權から新借款團
 の共同活動に開放すべき聲明がなされたことである。

(六) 山東二鉄道借款

世界大戦争直前即ち一九一三年十二月三十一日批准した山東省に於て山東鐵道の延長兼

取に對する特權を獲得した。日本が大戦争に参加し復讐にして山東に於ける鐵道の勢力
 を擴張するや一九一五年五月二十五日先づ予め支那政府をして独占山東省に關し條約其
 他に依り支那に對して有する一切の特權、利益、讓與等の処分は付き日本政府は独占と以
 定する一切の事項を承認すべきことを約せしめたのである。

茲で一九一八年九月二十四日大戦の終結に先ち右所述の有する特權の一である。(1)青甯
 順德間。(2)高嶺。徐州間の二鐵道は日本資本家よりする借款を以て遂に之を建設を行ふ旨
 の聲明を爲す交換公文が日支兩國政府間に行はれた。

石交換公文の行はれた數日後一九一八年九月二十八日支那政府と特殊銀行團との間に
 石甯鐵道建設に關する借款予備契約が新訂されたのである。其の内容は(1)石甯鐵道建設に
 關する所要經費は銀行團より借入らるること。(2)但し總金の上鐵道企業として有利ならすと認
 めたる時は支那政府は銀行團と交渉し後其根拠を要求するものとす。(3)所要經費は支那
 政府に於て之を予算し銀行團の承認を受けること。(4)償還年限は四十年とす。(5)政府は
 確定契約成立後直に建設に着手すること。(6)担保として現在及將來の鐵道財產全部及其の
 收入。(7)發行價格。利率。支那政府の取扱額は迄て協定すること。(8)予備契約成立と同時に
 二千万円の預貸金を交付す其利率は年八分にして手数料を取らず大藏省証券を割引する
 形式に依るものとす。居るものである。

然るに其の後華盛頓會議の際一九二二年二月四日同地に於て調印せられたる山東電氣解
 決に關する日支條約第六條第二十一條に依り此の二鐵道に關する特權は支那政府と新借款
 團との間に協定せらるべき條件に依り石甯借款團の共同事業に開放せらるることとなつた。

(七) 参戦借款所謂失恩借款

支那政府は露に一言せる如く聯合戦線の勤務に就り一九一七年八月十四日を以て独逸西
國に對し宣戰を行ふ古界大戦争に参加した。然るに其の前夜よりして聯合戦線であつた露
國が革命の爲め暴亂し其の影響は西比利亞方面にも及び動もすれば独逸の勢力が東洋に侵
潤せんとする形勢となつた。斯る場合万一に備へんが爲に日支兩國間に軍事協約を締結し
共同防衛の準備措置を執つて置くことは極めて必要なることであつて一面に於ては聯合戦
國に對する應援を全し他面に於ては日支兩國の關係を益々親善をうしむる所以である
一九一八年三月二十五日外務大臣水野一即と駐日支那公使章宗祥との間に行はれたる「共同防衛に關す
る交換公文」が面々是れである。

而して右基本決定に基き同年五月十六日北京に於て兩國陸軍当局者間に「陸軍共同防衛
軍事協定」同五月十九日同じく北京に於て兩國海軍当局者間に「海軍共同防衛軍事協定」
が夫々締結されたのである。

之と同時に支那政府としては出兵費及兵器等を準備する必要なるのであつたけれども
財政上困難なる事案あり到底之を實行することが出来なかつた。然る之を援助し以て共
同防衛の趣旨を徹底せしめんとしたものは一九一八年九月二十八日締結の参戦借款である。
其の借款を引受けたものは我特許銀行團であつて其の内容は (1) 借款金額は二千万円とし
支那政府は國庫債券を發行するものとす (2) 利率は年七分 (3) 償還年限は一ヶ年 (4) 支那
政府の發行する國庫債券は之を割引き(割引額不明) 其の外に額面に對し一分の手数料を
居る。

又 (1) 銀行團は此の資金を預り置き必要に於て指定の受取人に振渡すものとす。而し
て其の預金に對しては年七分の利息を付する。 (2) 將來支那政府が同一目的の借款を延さん
とする時には先づ本銀行團に協議すること等である。
尚同日附別約を以て (1) 支那政府は將來税制を整理し 其の收入を以て本借款の償還財
源に供すること (2) 本資金は支那の國防軍の經理部長に交付するものとす (3) 之を以て

西原借款の批評

所謂西原借款は寺内内閣の外交經濟政策の一表現であつたこととは當惑者之を説明し、又
後の政府が議會に説明せる如くである。併し此借款に對しては各方面に非難の聲が轟々な
かつた。第一の非難は借手たる支那側に於けるものであつて同借款は埃破破に山東國民政
府を對代する置資金を供給したもので支那の内外を助長したのみならず當時の北京政府の
要路の關係者の私腹を肥し殊に鐵道、電信、森林、鉱山等に關する國家重要の利権を外國
に讓渡したと云ふのである。

第二の非難は貸手たる日本に於けるものであつて主として其の貸付方法を常規を外れて
乱暴なものであると云ふのである。即ち無名の西原三なるものを派遣し、南支の帝國公
使を差遣き、殊に従米日本を代表して殆んど一手に支那の借款を引受けて吾々正金銀行を

無視し而も西原が直接支那政府と交渉した結果を日本興業、台湾及び朝鮮の三銀行に押付けたものであるのみならず担保は概ね不確実のものであると云ふにあらう。

第三の非難は第三国に於けるものであつて、次米増産が必死の大戦争に忙殺せられ支那を顧みらぬ餘りなきに及ぶ日本が独り支那の借款を壟断したものであらうと云ふのである。政治上に於て二十一年の借款要求が行はれ、財政上に於ては西原借款が行はれたのであると云ふものである。

西原借款の整理過程

西原借款は前述の如く無担保若くは不確実担保の債務に属するものであつて是等の債務の整理に就いては一九二五年の北京の関税會議に於て支那の関税率の引上を引回が業者する條件として増徴関税を如何に処分するかの問題として研究された。

同會議に於て日本政府は十月二十六日開会の日置代表が「我が財政専門家の意見に依れば新財源を以ては支那政府の行政費を調査すると同時に支那の財政整理を行ふことが困難ならずとの意見であつて日本代表は次の機会に本件に關する具體的の提案を為さんとするものである」と云ふ強硬的の声明をなし、以て十一月六日第二委員會に於て芳沢代表をして聲明をなせしめた。

然るに其の後一九二九年日本政府は支那の改訂輸入税率を策定するに際し支那政府との

向に次の如き交換公文を行つた。即ち同年一月十八日南京政府外交部長から我駐支公使に宛てた書翰は次の如くである。

- 以晉魯魯上致張張張者國民政府は無担保及不確実担保の債務整理に關し中華民國第十八年一月四日第十四次國務會議に於て是年關稅の新收入額中より五百萬元を支出し内外債務の整理に充つること及政府に於て内外債委員會を設立し專ら整理の責に任せしむること百議決せり茲に政府は左の如き辦法を定め切實に実行するの準備を有し候
- (一) 毎年新稅率の増徴稅收額中より少くとも五百萬元此の額は之を増加することを得しむを支出す
 - (二) 第一項の詳細なる辦法は國民政府に於いて最近期間に債權代表會議を召集して之を討議す
 - (三) 該會議の速なる解決を促進す為め北平關稅特別會議の討議に對して正当なる考慮を加ふべし

帝國政府は之に對し盧光臨特代理公使をして右外交詢來信の趣旨を譯述する旨を回答せしめた。

次で翌一九三〇年日支關稅協定が成立し我が國も列國と俱に支那の關稅自主權を承認することとなつたが、其の際支那政府をして前年の約束たる債務整理を確實に履行せしめんが爲めに吾が支の如き交換公文を行ふたのである。即ち南京政府外交部長より我が駐支公使に宛てたる回答は次の如くである。

以晉魯魯上致張張張者本部長は本日附の左記書翰を受領するの光栄を有し候
本使は日本國債權者に支拂はるべき支那國の無担保及不確実担保の債務の多數且つ

多額なるに鑑み石債券の迅速なる整理が極めて望しきものなりと認めらるる旨を陳述するの光栄を有し候石目的の爲め債権者の代表者の会議が支那国政府に依り最近の期日に於いて招集せらるべきこと本國政府に依り提言せられ候

本使は支那国政府に依り如何なる措置を前記整理を實施する爲め執られたるか又は執らるべきかに付閣下に於いて本使に通知せらるるを得ば幸甚の至りに存候

本部長は支那国政府が支那國の内債及び外債を整理する爲め國稅收入より毎年五百萬元の額を積立つべきことを既に開始したること並に支那国政府が本年十月一日又は同日前に債権者の代表者の会議を招集するの意圖を有し該會議に於ては本件整理を實施する爲めの方去へ前記金額の増額を合意しを案出するの旨の旨を以て適當なる整理案を提出せらるべきこととを收筆とするもの候

然るに支那政府は期日に至るも債権者代表者會議を用催せず帝國政府が普及に依り同年十一月十五日に至り暫く南京に之を囲きたるも支那政府は單に排外的整理大綱を提示せらるるのみにて何等具體的の進捗を見なかつた

尙西原借款の整理に対する帝國政府の態度に關しては一九三二年一月國際聯盟支那調査委員たる「リットン」調査團に提出した帝國政府の調査の内に如き一節がある

「日本の支那に対する無担保及び不確実債権は一九九百三十三年末に於て元利合計約九億五千三百萬元へ百円に付百七十三元の割にて計算」なるが石債権に關し茲に一言を要するは所謂西原借款の問題なり、現支那國民政府の母体たる國民黨は往年北京政府に對する政争のため北京政府に供與せられたる或種の借款を否認するの方針を宣言し而して所謂西原借款も石國民黨の否認せる種別の借款に屬するの故を以て南京國民政府亦之を整理

を躊躇するの態度を示せり、乍併所謂西原借款なるものは一九一七——一八年即ち支那が聯合國の勸誘に依り聯合國側に立ちて歐州大戦に參加せる前後に於いて日本銀行團より北京政府に供與せられたる數回の借款を合め元利合計約六億八千万円にして其の目的は支那交通銀行の整理、鐵道及有線電信の敷設、採炭、採茶の開發並に參戰の爲の軍備等に必要とする費用の支辨に存したるものなるが、國民黨は其の後に至り此等借款は國民黨の承認せざる北京政府の契約せる所なれば契約は無効として北京政府は該借款を南方討伐の費用に使用し又借款契約に際し北京政府の當事者は巨額の私利を逞しむせるものなれば之を承認し難しとの宣伝を爲して之に反対し遂に一九二四年一月十日國民黨の主義政綱を宣言せるに際し對外政策の一條項として「支那國內に於ける責任を與はざる政府即ち彌送に依る總統の下に在る北京政府の借りたる外債に對して支那國民は償還の責任を負はざることを聲明せり

然れども北京政府は當時列國の承認したる支那の正当の政府にして所謂西原借款は何れも此の正当の政府と日本銀行團との間に適法に締結せられたる借款のみならず其の實際上の状況を檢討するに借款總額の五割餘は支那交通銀行の整理及び内外債の利拂等の財政上の目的に支出せられ三割五分餘は參戰準備を含む軍事費に其の他の一割餘は一紙外債及び内債の償還と何等の差異なく又此の種北京政府援助の爲に供與せられたる他列國よりの日本三割八分、欧米諸國四割一分、支那二割一分と存するものにして所謂西原借款が此の種借款の他面の外に比し差別的待遇を受くべき何等の理由を存せず、國民黨が終始之に反対するは本問題を以て國民黨と北京政府との間の激烈なる政争の具に利用したるが

爲にして国民党が北京政府に代り南京政府を樹立して今日尙此の種反對を継続するは了解に苦しむ所なるも畢竟之に依り一面其の根本的外交政策たる排外主義を実行する爲め日本に対する國民の反感を激発すると共に他面巨額の不確定内外債の整理を遂行し財政上の利益を博せんとする遠慮に外ならずと解せらる

西原借款の肩代り

西原借款の資金が如何にして調達され又是等借款と日本政府との肩代り関係等に關して大正十五年二月三日「日本興業銀行外二銀行」対支借款關係整理ニ關スル法律案にかき議院に提出されの際、時の大蔵大臣犬岡幸武氏の試みた演説に依り聽くことを得るのである。其の全文を掲載すれば次の如くである。
「竊に大正七年（一九一八年）寺内内閣の当時成立致しましたる所の対支那政府諸借款の中支通銀行借款、參戰借款及兵隊代借款の三つのものを除きましたる所の他の五つの借款即ち有線電信借款二十万円、吉奉鐵道借款前貸金一十万円、吉黑金鐵炭林借款二十万円、珲蒙四鉄道借款前貸金二十万円、山東二鉄道借款前貸金二十万円、合計一億円と云ふものは日本興業銀行、占領銀行、朝鮮銀行の三銀行から直接に又は中華運業銀行を経由致しまして支那政府に貸付けたものであります。然るに右一億円の借款の経過を見まするに借款元本の償還期限の到来したるものかあ

りますけれども一として其の償還を受けたことがなく、又利子と付きましたも現金の受入のありましたのは極めて小部分、而もそれは主として借款資源資金の一部を抵替充當したるものであります。即ち大部分の利子は正帯を重ねまして或は之を利拂借款として替換整理をしまする等姑息の手段を講じて今日に及んだ次第であります。

今此の三銀行が一億円借款に向して支那政府に対して存するに至りましたる所の債權額の大小正十四年十二月末現在を示しますれば元借款が一億円、利拂借款三千三百余万円、未收利息五百余万円、合計一億三千八百余万円の巨額に上つて居るのであります。續つて三銀行の状態如何を見まするに其の業務上右一億円に觸されたる所が甚だ大なるものがあります。蓋し三銀行は既に申述べましたる如く支那政府の借款元利の支拂が延期を致し現金の受入れないに拘らず借款資源として発行致しました所の興業債券に對しまして是が元利の支拂を理実に行はなければならぬ地位に立つて居るのであります。元金に付ては債權の償還期限が到来しまする毎に政府の保立の下に借款興業債券を發行致しまして償還資金を調達することを出発しましたけれども利子の支拂並に經費の支拂に付きましては三銀行は其資金に充つるが爲に大正十二年大蔵省預金部から十三百円の融通を受けましたる外は全部自らの一紙資金を之に充當するの外に途がかりませぬ。其金額は幾らまで二十枚百餘円に及んだのであります。

而して是等の興業債券以外の調達資金に付きましては利子の支拂を爲さなければならぬのであります。是が爲に三銀行の負担は累年増加を見るのであります。現狀の依推移致しますれば右借款資源に対する所の利子の負担額は年々累増致しまして大正二十二年に至りますれば年額二、三万円を超過する計算となりまして到底三銀行の負担し得ざ

る所であると云ふことは説明を要しないのであります。
 此の支借款整理の方策と致しましては債務者たる支那政府を替へて借款元利の支拂を確保すると云ふことは固より当然の措置でありますけれども同國財政の現状に於て債と折期の目的を達すること困難であります。偶々昨年十月閣議特別會議の開催を見ることに相成りまして外債整理の問題に曙光を認むることとなりましたけれども果して如何なる時機に如何なる程度に於て右借款元利の回収を確保することか出来るかと云ふことは依に予断し難い所でありまして従つて此の故を以て財界整理の一大障礙たる所の本向題を不整理の俎に放任する訳には行かないのであります。即ち政府は借款成立当時の事情及是か資源調査の沿革に照し又三銀行の窮状及一般財界の狀態を本件の解決に此の上遷延することを許さない力があるに鑑みまして茲に是れ整理の方策を講ずることに決意致した次第であります。

今回政府の提案致しました所の整理方法の大要を申述へて見ますれば先づ三銀行の債務の中で預金部の引受保有に係る興業債券現在額三十四百餘万円、預金部の指定預金十三百万円並に三銀行の本年度末までの自行資金充當額二千七百餘万円是等は明年年初に之を償還せしむるが爲に是か所要の資金に相当する所の五分利公債を三銀行に交付することを致し残余の公債に係る所の興業債券二十万円及水貨の分二十二百万円に付きましては償還期限の到来の都度之を償還に充てしむるが爲に三銀行に対しまして所要資金に相当する五分利公債を付するのであります。
 而して石公券に係る所の興業債券の償還に至りますまでの期間中は其利子支拂折要額に相当する現金を利子支拂期に於て三銀行に交付することに致す計画であります。石の

案に依りま十公債の交付は大正十五年度から十八年度に亘り其の範圍時価一億四千二百餘万円、現金の交付も大正十五年度から十八年度に亘つて其總額七百餘万円でありませり。然りに本案実行後に於ける政府と三銀行との關係に付きましては政府は特に必要ある場合に於て右け本は三銀行の對支借款關係の權利を兼施致しませぬ三銀行は依然として支那政府又は中華匯業銀行に對しまして債權者たる力地位を存続せしめ其代り石公債及現金の交付に對する代償と致しまして將來支那政府又は中華匯業銀行から此の借款關係の元利の支拂を受けたるときは直に之を政府に納付せしむることと致したのであります。

備考

西原借款に備する各借款に夫々附隨して行はれたる利拂借款は之を特に説明せず、附表につき参照のこと。
 尚これ等利拂借款と不可分の關係ある五六公債は一般借款の章中に取扱ひたり。
 西原借款の狀態は特に機密を要するものあり、既に公表されたる資料中心の説明に止りたり。

第四章 鉄道借款

郵傳部公債（京漢鉄路借款）

京漢鉄路建設の沿革を見るに一八九六年支那政府は官民合資して四十万両を以て本鉄道を建設せんとし先づ政府出資四百万両を以て起工したが、民資の応募が不成績なりしに依り更に英米独の資本国と交渉せるも條件過重のため不調に終つた。尋て露仏の資本国の出資に係る白耳義銀会社に交渉した結果比較的便宜なる條件を以て遂に一億二千五百万両の借款を訂約し一九〇五年工事を竣工した。

然るに該公司との借款契約に於ては本鉄道一切の経営権を該公司にて掌握するものなるを以て一九〇八年支那は更に英仏より五百万両、一九一一年日本より一千万両の資金を得て本鉄道を完全に回収してゐる。

かくの如く本鉄道はその建設の当初より支那を統る列國の対立競争の場骨に行はれ、其の事款直前に於ても同鉄道には日、英、佛、白は夫々資金借款と材料借款を、米國は材料借款を有し、その關係は極めて複雑であつた。尚これ等の借款は全部一九三四年頃夫々借款國家と協議して整理案を締結、支那の存せられた。

日本の京漢鉄道借款は横濱正金銀行が資金借款と三井物産会社の材料借款がある。正金の借款は正確には、明治四十四年清国政府五分利付鉄道公債、其亦、郵傳部公債、

と云はれてゐる。又支那側では「宣統三年中国國家鉄路五分利借款」と云つてゐる。兩者四十四年三月二十四日、清国政府の交通部官廳たる郵傳部と正金銀行の間に左の條件で借款が締結された。

(一) 一千万兩、公債を發行し公算す（内外人所有約百五十万兩）(二) 年利五分 (三) 借款支拂は十一年後より十五年に分ち支拂ふ (四) 担保、江蘇省年貢米銀納百萬兩、外に支那財源として京漢鉄道收入 (五) 使用目的、一般には京漢鉄道の外資回収資金の如く云はれるも、實際は清国政府郵便部が度支部（財政部）より鉄道に貸付たる海軍郵資金五百万兩の返済資金であつたと云ふ。

同借款は償還期限より大正十一年迄は元利償還を履行した。その後長くこれを履行せず、昭和十年（一九三五年）四月二十三日國民政府交通部との交渉の結果、次の如き整理案成立した。

昭和十年五月至昭和十三年五月、三月月間に延滞利息三〇六八〇〇〇〇兩を日賦償還のこゝと、昭和十三年六月より十四年間に第三回乃至第十五回当該元本及び十六年正帯利息を順次年賦償還す。

かくて昭和十二年八月、支那事変勃発迄は契約を履行し来た。同月以後は支拂は全く行はれず、整理協定により、契約不履行のため原契約に歸する或である。借款の現存額は昭和十三年末現在で元金九三〇〇〇〇〇〇兩、利子延滞額四八五五七五六兩、元利合計一四一九五七五六兩に達する。

附 考 (整理前鉄道借款の現在額は、前表は元金額のみを計上し、報告書には総額

元金中の本拂分及び整理協定による新列子元金と計上し、以上皆同じ。

京漢鐵道此水賣掛代金

三井物産の材料借入は、京漢鐵道此水賣掛代金と称せられ二口ある。一には大正八年十二月の鐵道此水賣掛金で長く未拂で昭和十年末には元利合計二〇八五、二七八円に達してゐた。昭和十一年二月二十九日京漢鐵道局との間に整理協定成立。元金三〇、七二八二円、列子三〇、七二八二円内、合計六一四、五六四円として今年四月より七十三ヶ月（六ヶ年）を以て無利子で之を償還することに決定を賜ふ。該協定により昭和十二年八月以降は八金なく、整理協定によつて協定不履行の結果、原契約に換する事となる。十三年末の現在高は四七、八〇、五二円である。

今一口の此水賣掛金は大正十年四月及び六月のしりて、これに長く元利が支拂はれず、昭和十年末には元利合計一、一五一、一六八元と達してゐたが、前同様で昭和十一年二月整理協定、元金一八四、三二一元、列子一八四、三二一元、合計三六八、六四二元を以て新償還として同年四月より七十三ヶ月（六ヶ年）の目賦無利子で支拂ふ事に契約締結、支拂はれておたが、事後協定後日契約履行されておたない。尚昭和十三年末の現在高は二八、七、七、五五元と達する。

京綏鐵道借款

京綏鐵道建設の沿道としては遼回は傳統的、その東方經略の政策よりして既に支那の邊疆を窺ふあり。一八九八獨々京漢鐵路建設契約に成功せるや翌年更に西伯利亞の一端恰克圖より庫倫を経て直隸山西に通する蒙古綏遠鐵路建設権を要求せり。然るに英國は既に支那に勢力を伸張するを善はず、抗議を提出したる爲め、露は断念の止むなきに至つた。一方支那は本線が以て發達として專断に附すべからざるを如く獨々英の勧告により本線を自費自起とすべき旨を宣言せり。是即ち本線が経済上有利ならざるにも物はらず支用な其の爲とせり財政より布設せる所になり、固ち支那に於ける唯一の官款、官辦鐵道であり、亦自建官營鐵道であつた。

張家口、綏遠城固延長線も西北邊疆の交通にすべからざるにより布設せられたるものにして最初は京漢鐵道建設利権並に内國債に依りて其の建設費を支弁せんとせしが資金不足し結局京漢鐵道建設会社より前次六百万円の借款を起して布設を了したものである。日本の京漢鐵道借款は支那側が張家口以西を延長せんとして一九〇九年（明治四十三年）以て承認せられた。当時漸く清國政府の財政窮乏し、本鐵道建設費の財源たる本國債の既否も外債の元利漸に充當せられ、鐵道工事も故以て停工の上むなきに至つた。民國時代になり豊領、包頭鎮の鐵道工事のために京漢鐵路而は日本の東亞興業会社との間に大正七年十二月七日に大体左の如き條件で借款が締結された。

- (A) 三百万円
- (B) 年利九分
- (C) 償還は二年間毎三ヶ月間毎月賦償還
- (D) 担保、民國七年迄

行同鉄路局第五回定期九分利付公債額前三百五十萬元 (同鉄道建設費以西建設資金
 向この三百萬元借款中、九十萬元は興銀外十三行銀行の出資に依るものがある。三百萬元
 借款により工事を継続し、一九二一年四月終迄に達した。
 然るに同鉄路局は更にその線路を穿夏迄延長する計画を断て一九二一年四月東更興業と
 の間に左の如き締結をした。

- (1) 三百萬元 (2) 利率十分 (3) 償還は三年間に月賦償還 (4) 担保 民間十年発行銀区戻株
 公債三百五十萬元 (5) 同鉄道建設費延長線建設資金
 同借款三百萬元中の二百八十万円は興銀外十三行より出費したものである。同借款を
 得て工事に着手し、一九二三年七月間通した。

東更興業の京鉄鉄道借款は同鉄路局より支拂はれる事となつておたが、同鉄道の財政順
 調ならず、政府優待たる有様で、大正七年の借款は元金二百二十万円、大正十年借款は三
 百萬元、金額合計五百二十万円に達し、利率も延滞してゐた。その後、勸業省及び北
 支府協定成立し、日支間の空気が変転を見え、承たので、屢々交渉を遂げ、昭和九年四月
 二十五日左記條件で両者を一括し整理案が成立した。

元金五百二十万円、延滞利息五百二十万円とし、之を本借款の貸出高とし、利息は年
 利率六分を付し、償還期限は將該適當の時期に際し協定することとし、毎月一万七千
 四百円宛月賦償還する事とす。
 然る所支那事変勃発後は支那がなく、十三年末現在元金四、三九六、二三円、利率五、二、
 〇、〇、〇円、合計九、五九六、〇二三円となつてゐる。

向京鉄鉄道は事変勃発成立した臨時政府及び蒙疆聯合自治會委員会は天々の行政区域内

に属する京鉄道を接收し、之と共に奉天交通会社に委任經營せしめるに至つた。但し未だ
 東更興業に対する借款の諸關係は未だ何等の協定を見るに至らなかつた。

京鉄鉄道賣掛代金

京鉄鉄道に因しては三井物産が大正八年十二月より十四年七月間に於て收回車、同附屬
 品、枕木金を借款し、その賣掛代金は昭和九年六月末現在元利日金一、二四、三、四八、二四、
 米金一四九、〇七九、七九、銀八五、一、一、八元に至つてゐたが、前記東更興業会社の借款整理
 に引継ぎ昭和九年七月、三井物産と同鉄路局の間に整理協定なつた。
 以上、三井物産より一括シテ七、六一、二、〇、〇円トシ、無利息ニテ三十七年六月賦償還ト
 ス

兩本本契約通り履行されてゐたが、今事変勃発後は中止され、向昭和十三年末の現
 在額は二、〇、二、八、二、五、四、〇、〇円である。

津浦鐵道貨車貸代金

津浦鐵道ハ一九一六年(大正五年)十二月三井洋行ニ對シ莫森公司ノ貨車二百輛ヲ借用セリ。其ノ契約規定ハ借用期間十五年、満期ニ至レハ重ニ返還スルコトヲ約セリ。然ルニ翌年之ガ改訂ヲ行ヒ、附加條件トシテ満期後ノ車輛ハ満期後津浦鐵道ノ所有ニ屬スルコトトセリ。又イデ車輛使用料ノ延滞料ニ對シテハ年一割、半年毎ノ複利計算トセリ。借用セル車輛ハ即チ裝蓋車五十輛(一輛毎月ノ使用料ニ、七元)、有蓋車百五十輛(一輛毎月ノ使用料四元)以上合計毎日ノ使用料ニ八五元、總計借用料ハ四、九七、八七、五元ナリ。

最初ハ契約通り支拂つてゐたが、一九二三年以降付完全ニ支拂を停止し、昭和九年九月末には貸貸料及利息は六四、一八九二元に達した。

昭和十年三月二十三日後述の売掛金借款と同様に整理協定の成立を見た。

貸貸料ヲニ、五〇、〇〇円、利息ヲニ、五〇、〇〇円、合計四、五〇、〇〇円ヲ以テ合計額トシ、無利子ニテ二十五ヶ年毎月一五、〇〇〇円賦支拂トス。

本契約も亦事変によつて支拂を中絶してゐる。昭和十三年末現在四、二〇、〇〇〇円に達してゐる。

津浦鐵道貨車賣掛金

津浦鐵道ハ一九二一年(大正十年)三月天津ノ三井物産ニ對シ鉤取高側車三百輛賣掛金多一、二〇、〇〇〇円ヲ購入セリ。始メ車輛ニ對シ數年時ニ於テ三分ノ一、製作費六ヶ月以内ニ三分ノ一ヲ支拂フコトトシ、延滞金ニ對シテハ七分ノ利息ヲ支拂フコトトシ、製作完了後一年內ニ再ヒ三分ノ一ヲ支拂ヒ、並ニ七分ノ利息ヲ支拂フコトトセリ。其ノ後該鐵道ハ財力乏シク支拂不能ニ陥リタル爲メ、洋行ハ接洽ノ結果車輛代金ノ一節支拂ヲ了シタルモノヲ除クノ他ハ延期弁有ヲ定メ年一割ノ利息ヲ付スルコトトセリ。而シテ一九三四年九月末ニ於ケル未済金ハ元利合計ニ三、五七、五三、米幣トナレリ。

昭和十年三月二十三日前記貸代金同様に整理協定が成立した。

元金ニ二、五〇、〇〇元、利子ニ二、五〇、〇〇元、合計四、五〇、〇〇元ヲ以テ貸代金合計トシ、無利子ヲ以テ二十五ヶ年、一年一五、〇〇〇円ノ月賦償還トス。

同様ニ此も事変に依つて支拂は中絶してゐる。因みに昭和十三年末の現在額は四、三五、〇〇〇円に達してゐる。

尙同紙道借款 一〇〇〇〇〇〇〇〇の支出内訳は現在左の如し。
 現金より興銀經由にて七五〇〇〇〇〇〇円、興銀より一〇〇〇〇〇〇〇〇円、台銀より五〇〇〇〇〇〇円、東亜興業白己資金より残額。
 尙同紙道借款は担保が同紙道全財産及び營業後の金利かゝる他に、借款整理條件にも従
 本よりも緩和されたる特別權利として
 一、將來の統借優先権、二、本紙道工事請負の優先権、三、債權者の推薦による会計顧問
 及技術顧問の聘用、四、外國よりの技術顧問の購入取扱に關する債權者の優先権が附され
 尙今次事變の勃發後、十三年七月、九江は陥落し、十四年二月南昌も又軍軍の占領する所
 となつた。この間東亜興業は三回巨り代表を現地に致し、將來の措置其他に關し現地當
 面に申請してゐる。同紙道も修復なり全線開通を見えてゐる。

外 16 ①

第五章 各種整理借款

有線電信借款

大正七年西原借款の一部として締結せられたる有線電信借款は、その借款を以て工事費に充
 当せられず、元利支拂の見込立たざるに至れるを以て支那側より工事遂行資金として統借方
 申出があり、東亜興業会社に於ては中華匯業銀行及三特殊銀行團の瞭解取付の上、工事費
 及材料代金立替拂の形式を以て大正九年二月十日支那側と契約を締結した。その用途は支
 那全土有線電信の拡張、改良及び上海支那間五百海里の海底線敷設に充當するものであり、
 その原契約は左の如し

- 一、元金一五〇〇〇〇〇〇〇円
- 二、實際交付額一〇、二二〇、二〇〇円
- 三、利率年九分
- 四、担保
有線電信及上海支那間海底線ニ關スル財産の全部並ニ其ノ收入、ハ附帶利益、有線電信
改良統借款、本工事中ニ於ケル日本技術顧問、材料機噐等外國ヨリ購入、場合ハ債權者
側ヨリ購入スルコト

本借款中東亜興業が他よりの融通を受けたるものは大蔵省預金部二五〇〇〇〇〇円、興銀
 興銀、台銀七五〇〇〇〇〇円と電信材料提供の会社を代表する銀行たる住友銀行一〇〇〇〇
 〇〇円、古河銀行一〇〇〇〇〇〇円である。
 尙同借款もその用途とする電信材料購入、敷設としては古河、住友両家の海底電線前表

十五日締結するに至つた

1. 借款金額 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

2. 利率九分

3. 担保

一、交通部所有ノ各電話局及長距離電話ノ現在及将来ノ払戻後ノ財産及収入一切

二、吳淞、武昌、福州、張家口及北京無線電信局ノ財産及収入一切

三、日金五百万円ニ相当スル民間政府國庫証券

4. 附帯利権

(a) 一定條件ノ下ニ於テル材料先以優先権

(b) 電線ケーブルノ製造工場(後ニ中華電氣製成所トシテ改立セラルル)製造ノ優先権

5. 込権

(a) 契約ノ延期又ハ事業拡張ニ際スル優先権

(b) 技術及設計顧問ノ傭聘

(B) 同借款一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円は台銀二〇〇,〇〇〇,〇〇〇円、興銀二〇〇,〇〇〇,〇〇〇円、滙銀二〇〇,〇〇〇,〇〇〇円、古河銀行一五〇,〇〇〇,〇〇〇円、住友銀行一五〇,〇〇〇,〇〇〇円、第一銀行一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円ノ融通を受けらる

同借款により支那の電線事業の拡大及び改善の工事は健全に遂行せられて適當の効果を期せられた。しかし同借款の償還期限たる三年後に少額ノ利息拂込の他は延滞利息は年々累加するのみにあつたので、大正十二年六月廿五日付を以て當時の延滞利息一六七四、五二三円を元本

とする利権借款を別に締結した。同利権借款に同又利率九分を付してあり、又その後大正十五年三月十日には第二次延期手数料として二、五八三、四四円を新元金として締結してあり

(C) 以上の中日実業の一千万円電線借款と附随して一億の材料借款があり、その償還は中日実業が代表してあり

その一つは古河、住友、同業の電線材料借款である

大正八年六月廿日附 上海、南京、蘇州、鎮江、揚州、五箇電局維持

大正八年十月廿五日付ノ北京電線局放充

天津電線局放充

上海漢口同業距離電話維持

本北京南京同業距離電話維持ノクモニ次々購入セル以上五口ノ材料先以金契約合計三四〇、一一六四、一〇ノ利率八分

(D) 今一つは大正五年一月十八日の三井物産同業の武漢電線局借款と称するものである

漢口 武昌両電線局所用材料先以金並ニ其ノ立替工事費及英貨七三九七一磅、利率七分

Aの交通部電線借款が上記の如く延滞利息が年々累増して行き、遂に前記の如き利権借款も締結するに至つた。Bの電線材料借款、Cの武漢電線局借款も同様の運命を辿ると延滞利息相嵩む状態であつた、かくて三者は中日実業会社が債權代表者として交渉を断つて

あつた。その後、南京に國民政府成立し、汪兆銘氏が行政院長兼外文部長の時、一九三五年（昭和十年）一月一日付を以て新しく左の條件に依り整理協定成立した。

イ、元金、電話借款元金一〇〇〇〇〇〇円トシ、電話材料借款ヲ三〇〇〇〇〇〇円トシ、武漢電話局借款を一二五〇〇〇〇円トシ、合計一四七五〇〇〇〇円トス。年利置利六分付ス。

ロ、大正十二年成立ノ利拂借款ヲ元金一六七〇〇〇〇円トス。今後無利子トス。利拂借款ノ延滞利息ハ一切切捨テス。

ハ、電話借款ノ延滞利息ヲ八七八〇〇〇〇円トシ、電話材料借款ノ延滞利息ヲ三〇〇〇〇〇円トシ、武漢電話局借款ノ延滞利息ヲ八〇〇〇〇〇円トシ、合計一四七五〇〇〇〇円トス。

今後無利子トス。

三、三借款元金一四六五〇〇〇〇円。利拂借款元金一六七〇〇〇〇円。延滞利息一二九八〇〇〇〇円。合計二九、三〇〇〇〇〇円ヲ以テ新借款トスル。

本 償還方法

(A) 昭和十年一月以降交通部ハ毎月八万円田宛ヲ提供シ、(イ)利息附元利金、(ロ)利息ナキ元金、(三)延滞利息、(四)利息アル元金ニ対スル将来ノ軍利ノ順ニ償還ス。(償還年数三十一年)

(B) 右償還金ハ天津、北京兩電話局收入中ヨリ毎月八一萬元宛ヲ提供シ不足ハ交通部ヨリ送金ス。

(C) 將來交通部ノ收入増加ノ場合月賦金ノ増減ニ付協議ス。

ハ、條件

本整理協定不履行ノ場合ハ原契約ニ復帰ス。但シ夫レ迄ハ担保権附帯利權ハ一応消滅シテモノト認ムベク此ノ点東亞興業ノ電借借款整理條件ト相異ル。

(東亞、中日整理契約ニ基ク償還表)

借款名	元金償還年数	延滞利息償還年数	新利息償還年数	元利完済年数
東亞有線	一二年二月	一二年二月	四年七月	二八年一月
中日電話	一七年六月	一三年六月	七年十月	三七年六月

同借款も亦他の借款と同様に利率により、契約は不履行となつてゐる。昭和十三年末の残高は元金一、二九四、三七八円と利拂借款、延滞利息借款をそのまゝ、残してゐる。

漢口造紙廠借款

大正八年、中日實業会社は北京政府の漢口造紙廠の改善充の爲めに機械代貸付金五一六、四八四円、原料購充前貸金二〇〇〇〇〇円、借款契約を締結した。その後大正十四年に至りこの前貸金の元利合計と原料購充前貸金、税金之替金を合計して日本金一〇〇〇〇。

。元金を利息内入金として支拂ふべき約束を結ぶ。改訂前迄は之を実行して来たがその
岡山県政府は本種の整理案を拒んで来たが、償還期限たる地租月額に過ぎ中央政府の
許可を得られなかつた。

かくて省政府は中央政府の意を体して所謂一本一利主義により別に新税を設けずして整
理辦法を立案し、中日實業例の同意を求めたので、種々打撃の結果、昭和九年十二月
二十七日を以て整理協定を締結した。

(1) 元金三三〇〇〇。〇〇円 (2) 昭和九年迄ノ延滞利息或額四百五十余円、所、コレヲ念三。
〇〇〇。〇〇円ニ改額ス、合計六五〇〇。〇〇円

(3) 元金借款ニ対シテハ單列六分、利息借款ニ対シテハ無利子

(4) 山東省財政廳ハ毎月銀六百元ヲ月賦償還(九年十ヶ月テ償還)ソノ金額ハ先ツ元金
償還ニ充當シ、元金完済後延滞利息ノ支拂ニ充當ス

(5) 本契約不履行ノ場合ハ原契約ニ復帰ス

本借款も亦事変により支拂ひを中止されてゐる。昭和十三年度未付元金一三三九、五九五
円と利息借款をその低減してゐる。

廣 東 省 政 府 借 款

台湾の対岸に在する広東省の省政府並に直營事業に対して台湾銀行は大正四年來各種の

形式に於て借款を提供して来た。政州大戦当時の南方進出の一般的形勢による資本投下の
一部分である。その重要なものは左の如し

一、広東セメント廠借款

- (1) 大正六年四月二日締結
- (2) 三〇〇〇。〇〇円現金交付、利率一割二分
- (3) 目的、セメント廠營業費
- (4) 担保、セメント廠全財産、大沙頭土地

二、広東水災借款

- (1) 大正四年十二月三十一日
- (2) 六〇〇。〇〇円
- (3) 目的、八水災復旧費
- (4) 担保、省內屠宰税、牛皮捐、屠牛捐等
- (5) 債務者、広東省政府

三、広東中國銀行借款

- (1) 大正六年一月十七日
- (2) 七六〇。〇〇円
- (3) 紙幣極差維持費
- (4) 担保、電話總局全財産、購買税

四、広東地方実行借款

- (1) 大正九年三月三十一日

四一〇〇〇〇〇円
の營業費

(三)担保 南邊藩邸西隣公署地

ニ此等の四借款も亦多分に増えず元利拂ひは止滯して来た。ニ此等の借款は總て本東省政
府の省長又は督軍が保証者になつて居り、事實上本東省政府の借款でもある。かくて延滞
利息によつて本東財政廳第一次利拂借款が大正九年十二月二十八日三〇〇〇〇〇元を締結
されたのを始めとして次の如く締結されてゐる。

第一次利拂借款	大正七三、一二、二八	三〇〇〇〇〇〇〇〇	毫子
第三次	一二、一二、二八	二〇〇〇〇〇〇〇	
第四次	一二、六、二七	二五〇〇〇〇〇	
第五次	一二、一二、二九	二八〇〇〇〇〇	元
第六次	一三、六、二八	二六〇〇〇〇〇	
第七次	一三、一二、二九	一九四一四四四	
第七次	一三、一二、二九	八七六一九	毫子

その他に第二次利拂借款は有成公司借款として大正一一年八月二十一日三〇〇〇〇〇元
子に締結されてゐる。

これらの借款も長く延滞してゐたが昭和九年七月七日付を以て台湾銀行と本東省政府と
向の間に整理案が締結された。その整理案は支那中央政府と相手とする。故に、通借借款の
整理方法の如く、一本一利の原則に依りて独自の方法を以てつてゐる。即ち原借款元金、利
拂借款元金を基礎として、これを整理締結の日より目減償還に充てられ、五年六月

外 — 20 ①

にて償還。昭和十四年六月二十五日を以て完済する様になつてゐる。
昭和九年に於ける全借款を一括したものは四三、八四、八三七円、二一七九、七九一毫子にな
つて居り、以後順調に支拂はれてゐた。目借款も事案の結果契約が履行されなくなつてゐる。
昭和十三年末に於ける現在額は一、九六三、九九四、九五七、七八七毫子である。その内訳の現
在額は次の如し。

本東省セメント廠借款旧元金	一四三、三八一三	円
本東中興銀行借款旧元金	三六七、〇四四	円
第一次利拂借款旧元金	一六二、八四〇	円
第二次利拂借款(有成公司)旧元金	二三八、三〇〇	毫子
第三次利拂借款旧元金	二〇〇、〇〇〇	毫子
第四次利拂借款旧元金	三九、九三九	毫子

江西中國銀行借款

大正六年八月、台灣銀行は江西地方金融補助資金として江西中國銀行に對して百万円月八厘ハ毛利子で借款を締結した。担保としては江西省幣制整理公債百五十万円あり。江西省長財政廳長及南昌商務正副会長が保証をなしてゐる。

本借款も又長く延滞元利が推積して、昨年昭和十年十一月十日迄條件で整理束縛結せられた。

(イ) 元金一〇〇〇〇〇円ト延滞利息ヲ一〇〇〇〇〇円ニ切捨テ合計二〇〇〇〇〇円ヲ貸出現在額トス

(ロ) 元金借款ニハ單利年六分ヲ付シ、利息借款ニハ年利子トス
(ハ) 毎月一〇、六六七円定月賦割拂十七年六ヶ月間ニテ完済ス

(ニ) 契約不履行ノ場合ハ原契約ニ復帰シ得
事後交渉無く、十三年末現在ハ元金七五、九三三円ト利息借款一〇〇〇〇〇円ト存つてゐる。

江西財政廳借款

大正六年十一月、台灣銀行は江西省の水利振興補助資金として、江西省財政廳に對して五十万円、月八厘ハ毛利子の借款を締結した。担保に江西省幣制整理公債七十五万円を以てし、江西省長、江西中國銀行廳長及南昌商務正副会長が保証してゐる。

本借款も又長く放置され、延滞元金が推つてゐたが、江西中國銀行借款と同様に昭和十一年十一月十日に整理協定成立した。

(イ) 元金五〇〇〇〇円ト延滞利息ヲ五〇〇〇〇元之ニ切捨テ合計一〇〇〇〇〇元ヲ貸出
現在高トス

(ロ) 元金借款ニハ單利年六分ヲ付シ、利息借款ニハ年利子トス
(ハ) 毎月五、三三三元定月賦割拂十七年六ヶ月間ニ完済ス

(ニ) 新契約不履行ノ場合ハ原借款ニ復帰シ得
本借款も又事後交渉無く、十三年末には元金借款三八、八一〇七円ト利息借款五〇〇〇〇円となつてゐる。

福建省政府借款

台湾の対岸に在る福建省に對しては、本省同様に台湾銀行・台湾新内実業家は異常なる関心を有し、資金蓄積の高度に達した歐州大戦後、投資の機会を捉つてゐた。かくて大正の中期頃より、諸借款が福建省政府との間に締結される。

一、台湾銀行ノ福建財政廳借款

(1) 大正七年十二月廿一日締結

(2) 大八二〇〇〇円、利率一分八分

(3) 目的 福建銀行營業補助

(4) 担保 省内茶税及竹崎沙徑洋口各葉金局收入

二、林熊祥ノ福建省財政廳借款

(1) 大正十年八月一日締結

(2) 二〇〇〇〇〇円、利率月一分二厘

三、同 福建省財政廳一整理借款

(1) 大正十年十月六日

(2) 二〇〇〇〇〇円、利率日歩五銭

四、同 福建省財政廳借款

大正十一年八月廿二日、二〇〇〇〇〇円、利率日歩六銭

五、同 同 十一年一月廿五日、一〇〇〇〇〇元、月三分利率

六、同	同	十一年四月十五日	一〇〇〇〇元	月二分五厘利率
七、同	同	十一年八月一日	四〇〇〇元	日歩十仙
八、同	同	十一年九月十日	二四〇〇元	月一分八厘
九、同	同	十一年八月廿五日	一〇〇〇元	月三分

一。王啓沢氏ノ福建省借款 詳細不明

その他等の借進省相手の借款も長く放置され、延滞元利帯つて来たが、昭和十一年三月五日一括して次の條件で整理された。

(1) 元金償還ラ三、三三五、三四〇円トシ延滞利息ヲ三三三五三四〇円ニ切捨テ合計六六七〇六八〇円ヲ貸出金トス(ソノ内元金借款ノ内訳ハ台湾銀行四四〇〇〇〇円、林熊祥二九六一四〇〇円、王啓澤二〇三九四〇円デアリ)

(2) 元金ニハ年六分ノ利率ヲ付ス。

(3) 約十五ヶ年間に充テ、月賦拂

(4) 新規定不履行ノ場合ハ原契約ニ復帰ス

同借款も亦今次事変後支拂はれず、昭和十三年末の現在額は三一〇八〇七二円に達してゐる。

附、整理借款の償還額

昭和九年頃より旧国民政府との間に主として整理業成立し、延滞利率及新元金を入金せ

れらに至つて、これを従来より支拂はれてゐる運賃・山東二借款等の合計したこの年以後天々の年における借費の元利合計入金額は第四分科に於て調査したものを掲載するに及ぶ如くである。

昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
三、九二六、五七七円 一、三二一、一〇七元 (約一五〇、〇〇〇円)	七、六三三、六三七円 五、六一三、二六元 (約七〇、三〇〇円)	八、三八八、七四三円 六、五三三、三八八元 (約六六、七〇〇円)	四、九二八、六二四円 四、二三三、六九元 (約四三、一〇〇円)	一、四五六、四八円
約 四、〇七六、〇〇〇円	約 八、四〇〇、〇〇〇円	約 九、〇〇〇、〇〇〇円	約 五、三六〇、〇〇〇円	一、四五六、四八円

大体の借款整理は昭和十一年に完了したので、この年頃より大部分が入金される様になつた。尚昭和十一年の入金九百万円の内大部分はこれら整理借款の元利であると思つてよい。

昭和十三年には事変が勃発し、八月以降は殆ど入金しなくなつた。昭和十三年の入金は新しく成立した北支の新借款の利子であつて旧政権を債務としたものは殆ど入金しなくなつてゐる。
一年を通じて約八百万円乃至九百万円が入金され、日本の国際收支に役立って来た訳であり、整理借款の意義も又見逃せない。

第六章 鎮山借款の二

漢冶萍公司借款

一、漢冶萍公司の沿革

一八九〇年（光緒十六年）当時清朝の中心人物たる光緒帝、慈禧王及直隸總督張之洞等は、國內鉄道建設の急務なるを唱導し、之が爲張之洞は漢冶萍廠を設け軋鉄の製作を行ふ計画にて英國より軋鉄炉及機械を購へしめた。獨々張之洞の發議に依り蘆漢鐵道（今の平漢鐵道）敷設の最熟し、同人は之が監督の任に當るかため湖北總督となり武昌に駐在することとなつたので前記英國より購入したる軋鉄炉及機械等を湖北省内に移し漢廠建設の計画を進むることとした。

恰も此の時に当り汽船会社招商局總理盛宣懷は同人が嘗て買収しなける大冶鐵鋼を張之洞に献じて、漢冶萍廠を採掘し軋鉄製煉の用に供せん事を勧めた。即ち同鉄鋼は一八七五年（光緒元年）盛宣懷が汽船会社招商局を設立し、而して外國技師を聘用して揚子江一帶の炭鉄を調査せしめたる際、一八七六年偶然之を發見したものであるが、古史に依れば宋の時大冶冶局を此の地に置きしを以て今尚大冶の名あり、往時張鉄の重産には鉄査果積し居り、鐵廠正々として繞き其の鐵量測り進きを以て、他日の用に供せんか爲之を買収し置いたもので、湖北省黄石悉の下流三哩、漢口の下流六十九哩にあり、張之洞は張之洞技師を

して之が再調査を爲さしめた。品價良好にして鐵量豊富なる事意外なものあり、軋鉄原料には毫も懸念なきを以て、漢廠建設に着手し、一八九一年百噸軋鉄炉一基を完成して鉄石の精鍊を開始した。

漢廠は資本金六五〇、〇〇〇兩の予定であつたが後一〇〇、〇〇〇兩に増資した。而して経営計画は白耳義（マッセルリング）会社担当し、機械は主として英國より、大冶鐵山鐵道敷設材料は他處より仰ぎ鐵廠工事完成と共に最初白耳義技師を雇ひ技術運轉を司つたが、一八九四年湖北自財政の窮乏に承じ他處は三〇〇、〇〇〇兩の借款を提供し白人技師を起して自之に代つた。其の横暴甚だしく、海兵白人技師之に代り白耳義借款三〇〇、〇〇〇兩を以て他債を償還し他債との關係法に全く斷絶した。次で一八九六年三月盛宣懷は六〇〇、〇〇〇兩を以て鉄廠鐵山及鐵道の一切を譲り受け一九〇八年に華興炭鉄を併せて株式会社を組織し、漢冶萍煉鉄廠股份有限公司と称し此意事業の刷新を計りしか日清戦争後八幡製鉄所の創設せらるゝや其の原料を大冶に仰ぐの必要起り、遂に日本は他、白の競争を排して同公司其の優待を獲得するに至つた。（この後の經過は省略する）

一九二八年國民政府成立するや漢冶萍公司に關する整理委員會を設け國民政府交通商運部とす、併して之の目的は漢冶萍公司の整理及支那の鋼鉄業の鞏固及發展にあつた。尙洋師炭鉄は一九二八年江西省政府の経営に帰し一九三二年二月江西鐵務委員會の提案に依り單獨方針を採り三〇〇、〇〇〇兩の運轉資金を以てその改善を遂げれりと云ふ。（以上主として中國實業名鑑による）

三、日本の借款

日清戦争後、愈々日本が重工業に自立し、入港に借款所の設立に多し、同借款所が使用する原価として、当時大正借款の鉄鋼買収に比し、試行買入契約を締結したので、当時大正借款に対して種益を有してゐた地位は之に對し、競合を行ひ、大正を日本より選出せんとした。日本は大正に對する契約を確定せしむる為、三十七年一月日本興業銀行を設立して、三百万円を大正借款に貸付け、四十一年に至る一十七百五千萬の鉄石と八百萬噸の焦炭を八幡製鉄所に納入すべき契約を結んだ。

明治四十一年東興銀行に代り、横濱正金銀行が改組された漢冶萍公司に對して、借款を締結した。その内訳は次第にもある如く、民國革命に至る途に五回、革命後民國二年迄に四回も締結してある。その内一回は銀借款であつた。その後戻り借款は締結されなかつた。その間各種の経緯を経て大正十四年一月に至り、八百五十萬圓、昭和二年一月二百萬圓の新借款が締結された。曰く政府成立後、昭和五年五月に至り、巨額利息の償還を目的とする借款が締結された。正金銀行の借款は全部で十三口である。一その内の一口は銀借款。その他は日本興業会社成立に當り、一級會計に借入を認められてゐる。漢冶萍の借款を(一)興銀借款、(二)正金借款とし、(三)正金に(四)金借款と名の四回、(五)銀借款と分類した。

(一) 日本興業銀行分口

成立年月日 明治廿七年一月十五日
 債権者 日本興業銀行

債権者	漢冶萍公司
使用目的及用途	事業資金
担保	鐵山及運搬用鐵道其他一切の施設
契約額	二、〇〇〇、〇〇〇圓
利率	当初六%、昭和五年六月二日以降協定の結果五、五%
利率開始期	三月廿一日、九月廿日
償還方法	大正十三年四月一日より三ヶ年経過毎に廿五ヶ年賦
借款現存額	二、〇五、五五、一四一圓八四角三分三厘
引当金	一、〇六、一七、七四四圓八四角三分三厘

備考 当初預金部より全額融通其後製鉄所特別會計並に、更に昭和九年四月以降一級會計に属せり

(二) 横濱正金銀行分口

(1) 日本金回借款
 成立年月日 明治四一年六月十三日乃至昭和五年五月廿八日(十三口)
 債権者 横濱正金銀行
 債務者 漢冶萍公司
 使用目的及用途 事業資金
 担保 公司財產及鐵石並に鐵代(一)洋鋼製鐵、(二)大冶鐵山、(三)漢陽製鐵、(四)大冶鐵山

実和 三九、八四七、九四八円
 当初六%、昭和五年六月二日以降五、三%
 利 率 三月廿一日、九月廿一日
 利子延滞額 二六、二八六、七六円（昭和十三年度）
 借入金現在額 昭和廿五年五月卅一日乃至卅四年三月廿一日
 三七、〇一九、〇九九円（昭和十三年度）

備考 本借金は当初預金部より融通共の繰上り金所特別会計継承、更に昭和九年四月一日以降一帳会計
 借款に附帯せる特別権利
 借入金は必ず八幡製鉄所に納入すること
 借入金は必ず八幡製鉄所に納入すること

金田借款の内訳左の如し
 成立年月日 契約金額 用途
 明治四一 六一三 一五〇、〇〇〇円 鉄鋼購入資金
 " 四一 一一一 四 五〇、〇〇〇円
 " 四三 九一〇 一〇〇、〇〇〇円 米口向生鉄鉱石、輸出前資金
 " 四三 一一一 一七 一二七、一五円 会社拡張費及銅官山買収費
 " 四三 三三一 六〇、〇〇〇円 事業拡張費
 " 四五 二一〇 三〇、〇〇〇円 軍令戦乱の際に於ける必需財

四五、六一三 五〇、〇〇〇円 経常費補充
 大正 二一 二二 一五〇、〇〇〇円 短期高利の債務及び有資金、大治塔鉱石新設及び
 以漢陽、大冶、萍鄉三所拡張工事費
 昭和 一四 一一 一 八五〇、〇〇〇円 事業拡張費及子孫費並に開採費及び優先利支拂資金
 昭和 五 一一 二七 二〇〇、〇〇〇円 百万円の延滞利息及上巻、支店の当座勘定貸
 越残高の抵替
 諸借款延滞利息の一部返替

(四) 支那尚借款

成立年月日 大正元年十二月七日横濱正金銀行

債権者 漢冶萍公司

使用目的及用途 事業資金

担保 公司財産及磁石並鉄鉱代

契約額 三五〇、〇〇〇円

利率 当初六%、昭和五年六月二日以降五、五%

利子延滞額 一八三、一〇六、二四（昭和十三年度）

償還方法 昭和廿五年五月卅一日乃至昭和廿四年三月廿一日

償還期限 昭和十七年三月廿一日

借款現在額 二五〇、〇〇〇円（昭和十三年度）
 備考 当初より国庫より融資其後鐵鋼所特別会計に継承更に昭和九年四月一日以

降一級会計に兼然、
二五〇〇〇〇。前相当銀額二二四九八百一三二五

三、公司の現況

大冶の製鉄所は一日の純鉄生産高九百噸を數へ、諸般の設備は日本人技師の手に成り此の工場作業も亦日本人技師に依つて運行されてゐた。大正五年二十一個條をめぐり合併組或は表面に出た事もあつた。國民政府成立後、日本側の借款を還す事難處も一時危殆に瀕せんとし、新しく新借款締結を欲せられた。

然るにその後同借款所並御成成が共産軍の手中に帶し、華北前に於ては殆んど製鉄工場運行は停止するもの上むなき事案に置かれ、鉄石のみ日本に輸送される有様であつた。又今次事変に際して武漢炮落の直前、日本軍が同製鉄所を占領したときは、工場設備の全部に對し無残を破壊が行はれてゐたのである。

然し其後、軍民の協力に依つて幾日ニ休むを止められ、早くも之が操業に入り現在漢冶萍煤鉄公司として、日本製鉄か之が経営を委託經營されてゐる。(附表八参照)

裕繁公司借款

一、沿革

大正三年六月裕繁公司總經理霍守華は桃冲鉄山の鉄石売却方を當時中日實業会社取締役たりし森嶋氏に申込んだ。依つて同年十月七日付にて森嶋伯人の名義で裕繁との間に鐵石賣買契約を締結し森嶋裕繁の關係を同社に裕繁の關係に及ぼした。而して同社が裕繁より購入を特約せし桃冲鉄石を原料として製鉄事業を行ふために東洋製鉄株式会社に設立せられ大正六年七月七日付を以て裕繁より買収すべき桃冲鉄石全部の供給を度くべき特約を結ぶ。東洋製鉄は鐵石前渡金及当社より裕繁に融通すべき資金として金貳百五拾万円を貸出し

た。然るに東洋製鉄の建設事業は著しく遅延し大正九年に至り漸く竣工を見えぬ。それより先鉄石の価格は大正七年以降暴落を続け東洋製鉄は非常なる苦境に陥つた。依つて東洋製鉄はその工場設備の全部を承けて之が経営を八幡製鉄所に委託した。一方裕繁公司は中日に桃冲鉄石を供給する為め大正七年十月より新釜五兩始めに、東洋製鉄の建設事業の遅延と鉄業界の不振とはその將來を憂へて全く絶望すべき状態に陥つた。此の両方に裕繁は設備其他の必要により借入たる金額は金四百七拾萬円に達し経営の困難其の極となり石心と解散の上むを促さるに至つた。若し裕繁にして解散する時は結局当社の買鉄の權利も喪失することとなるべきを以て、一旦差別を失はず又之を取替すること能はざるに至らんことを極力八幡製鉄所に対し桃冲鉄石の買収及整理資金を貸與せられんことを願出した。

是に於て大正九年大藏農商部管轄同業者會議を同じ金壹百五拾万円也を預全部より積立正金銀行を通して中日に譲渡し当社より裕繁に貸付せしめ、又年々製鉄所に於て必要とする鉄石を供給せしめ其代金の内を以て斯次前記債券の元利支拂償還の途を講せしむるの案を

決定し、周旋に於て之が決定を得たるに依り上記金額は同年十二月迄終り手之交付せしむ

然れ共此の融通に依り決着せられざる迄は、該公司の債務は其の一部に上まり他に所利債未
た多く、或石炭給備は予定数量に達せず、事業成績甚しく不振に於て、其の経営は極々困難を加へ
て、成つて中日は製鉄所に対し、或石炭代金を値上げせらるるか、政府筋より買債の肩代り金と
して金百五十万圓を貸付けられ度き旨請願した。此の申請に対し、製鉄所は或石炭の値上
げは他鉱石との関係上之を認め難きも、然るに債務の整理を根本的に行ふに爲めに必要なる
資金の貸付けは己むを得ざるものと爲し、大正十一年八月、外務、大蔵、農商、三省間の
協議を以て、該案に対し金百五十万圓を限度として、債務整理に必要なる資金の三割に金
を貸付けらることを決定し、大正十二年一月廿一日付を以て中日、製鉄所及正金の三省間に金
百五十万圓の融通に因する契約締結せられた。別に同日付を以て中日は該案と力別に協
定を以て、資金融通の実行として、預金部は二月十三日付を以て金四拾万圓を、三月十九日
附を以て金貳拾八拾万圓を何れも正金に交付し、正金は又別に依る之を当社に融通し、台
社は更に之を該案に融通したり、又別に当社が自己資金を以て、該案に金百五十万圓を
貸付くることとなり、大正九年十一月十日附を以て之が契約を結んだ。

其後該案は債務の整理を行ふと共に、鋭意節約の努めたるが、其頃浙江省の南北動乱は頗
に甚敷し、同公司の休業も甚だしき障害を受け、又之の両労働者の團結は強固となり、資金の要
求は頻りに激増し、山に於ては悉く工会設立せられ、船工会の下に盛成を逞ふし、茲に於て概
冲に於ては自発的に工会を設立し、職工の待遇を計ること爲したり、事情斯如くなりしを
以て、負債及保庫金は増加するのみにし、其の経営月を重なるに代ひ困難を加ふに至つた。

斯如き情勢を脱けつ、ありたる際、今次の日支事変勃発し、設備其他相当の被害を蒙りたり
尙当社貸付金の内正金は經由大蔵省預金部関係の分、金百五十万圓口、同金百五十万圓口、
其の未償還元利合計は昭和十三年三月廿一日に、金六百拾拾万圓と行れり、因に此の貸
付金は昭和九年十一月十五日附当社、采平製鉄所の協約に依り、而して同協約の貸付は、
而後当社の債権となれり、又大正九年金百五十万圓口の借款は、大正十三年二月廿六日附
を以て契約改訂せられたり。

二、該案公司借款の内譯せの如し

(A) 成立年月日	大正九年十二月二日
債 権 者	中日実業株式会社
債 務 者	該案製鉄股份有限公司
供用目的及用途	或石炭地設備(林冲鉱山)及債務弁済資金
担 保	支那政府は大正五年該案固有條例を發布す、之に依り或石炭を賣出す こと以て其の目的とする本借款に対しては担保を設定することを得ず 故に本借款は無担保とす、但し此の無担保を補償するたが契約條文を 織成せしめたり

借款の区別

現金借款
一五〇〇,〇〇〇圓

利率 年五分五厘換算
 未回収元金 一、二六〇、八九六円（昭和十三年度）
 償還期限 昭和十五年一月廿一日

備考 本借款は横濱正金銀行於田大蔵省預金部関係

本借款は銆石代金前渡の形式に於て、概算に貸與せらるゝにして、桃冲銆山より輸入する銆石の代金を以て本借款の償還因入金となしたるものなるが、本業公司の経営困難のため銆石の積出しは予定数量に至らずに滞利息の累加する旨様なり

(B) 赤百式拾五万円口

成立年月日 大正九年十二月三日
 債權者 中日実業株式会社
 債務者 裕繁銆鉄股份有限公司
 使用目的及用途 同前
 担保 同前
 借款の區別 現金借款
 利率 年五分五厘（複利）
 未回収元金 二、八八五、八五二円（昭和十三年度）
 償還期限 昭和十五年一月廿一日

(C) 式百五拾万円口

成立年月日 大正九年十二月三日
 債權者 中日実業株式会社
 債務者 裕繁銆鉄股份有限公司
 使用目的及用途 同前
 担保 同前
 借款の區別 現金借款
 利率 年六分（複利）
 未回収元金 二、五〇〇、〇〇〇円
 償還期限 昭和廿一年一月廿一日

三、公司の現況

裕繁公司は一九一二年（民国元年）に安徽省蒙昌縣桃冲銆山の銆銆採掘の爲めに發起者程守華を中心として創立せられた。一九一九年承其の銆石を日本に供給し、中日実業株式会社より二百二十五万円の借款契約の有ることは周知の通りにして、其後今次争及勃発と共に設備其他相当の被害を蒙りたり。中支展興会社の存会社として華中銆業株式会社設立せられた其の銆区は安徽省蒙昌縣桃冲山、大凹山、西崑山、經侯銆直召、嶽頭銆山、鐘山、黃海山、小姑山、青山河流式の銆銆山と裕繁公司の銆区たりし桃冲銆山に相当してゐる。そこでこの銆山の採掘の役目、並に三山嶺方面及び江蘇省鳳凰山の同業、其他中支那一帯の銆山、

共田の開発、安石、錫、マンガン、タンゲスチン、モリブデン、吉土、田舎寺中支
 持有産産資源の調査探鉱に当つたる。差当り現下の時局に鑑み該社は専ら鉄鉱石供給
 量の急遽なる増大を回るを目下の急務として之が実現に全力を傾注してゐる。
 前記秋中鞍山にも昭和十四年四月十日に鐵業所を開設し、復旧作業を進めた。揚子江岸
 に至る望城軌道、山元設備の復旧に復旧に忙しりたり。
 尚該公司そのものは現存してゐる。

(附表六参照)

第七章 鞍山借款の二

北京民康公司借款

山西省大同炭田開採のための支那鐵業会社同室煤礦公司を設立するため日本州は大倉組
 と日本の鞍山業者のカルニル大源鐵業会社は夫々二十五萬元を在北京の日支合辦会社民康
 公司を通じて同室公司の株式拂込金として貸付けた。同室公司は資本金三百萬元の石炭業
 會社であるが、同社の事業も種々の事情に妨げられて会社として發展するに至らなかつ
 た。

同借款の要項はの如し

- 一 大正九年四月十三日成立
- 一 債権者 大倉組
- 一 債券者 民康公司
- 一 七五〇,〇〇〇元
- 一 利率 年六厘五
- 一 担保 同室公司株券

一 同室公司存続五十年間に其利益配当より償還
 その後大源鐵業会社も解散し、同会社の一員大倉組がこれを整理することとなり、その

信託を十五元も大倉組で引継いでゐる。昭和十三年末には大倉組の分文で借款現在額六二七六・八元、正積利子七〇・八六二元である。大塚炭業会社引受分もこれと同様額と云つてゐる。

(附設七巻思ふこと)

同業公司借款

前記の同業公司の経営を大正十二年一月以降撤回しより大倉組は民衆公司名義を以て同業公司に貸付けてゐる。その金額は二四七、七〇〇。云々なり。新永同公司株式全部の押込ありたる時、優先償還をなすことと行つてゐる。

順清炭業公司借款

在上海の順清炭業公司は大倉組を背景として各種工業に關する事業会社として日支合辦として設立されたのである。大倉組はこれに對して事業資金として大正六年四月三〇、七〇〇。円を年八分を以て貸付けてゐる。同公司はその後長く休業中、借款もその儘と行つてゐる。

富業炭業公司借款

江西省泰平のマンガン鉱を經營する富業炭業公司に對して、大倉組は大正八年、事業資金として二六六、七三五円を貸付けた。その後大正十四年五月、江西省政府は錫鉱單行規定發布の結果、その経営全部を錫業会社に委任された。同借款は現在額二四六、二二五元となつてゐる。

正豊煤鐵公司借款

河北省井陘附近の炭鉱を經營する正豊煤鐵公司の事業資金として大倉組は次の要領にて借款をなしてゐる。

- 一、大正十二年十二月十八日
- 一、一五〇〇、〇〇〇円
- 一、利率 年八%
- 一、担保 株式及家屋
- 一、償還期限 昭和十三年末

正豊煤鐵公司もその後長く休業中で、同借款元金百五十萬元もその取戻越さぬ。今日に至

つてある

福民利民公司借款

福民利民公司は安徽省当塗縣の小姑山、南山、崩面山、代山、小山、妹子山等の鉄鉱
 採掘の目的で一九一三年に創出され、一九二〇年採用資本としてある資本金百万元の鉄山会
 社である。埋蔵量二百万噸の赤鉄鉱と含有量五〇——六〇%と称せられ、争奪前は代々年
 五万噸位を採掘してゐた。同社は創立以来赤鉄鉱産産を焼つて鉄主鋼に縮小あり、そのため
 に採掘も遅れてゐた。

日本は三井鐵山株式会社及次の如き大口の借款を締結してある。

- 一 大正七年三月十五日
- 一 三六〇、八八九四円

一 買鉄前貸金

一 利率は市場利率

一 償還期限は第一回買鉄の時より五十年

同債権も亦その償還重され約末期にも支拂はれたことなかつた。しかし同鉄山の鉄石
 は爾来長く日本船により、しかも市場価格よりも割安な協定価格で日本に独占的に買鉄さ
 れてゐた。

外——26①

桃冲鉄鉱、鍾山鉄鉱とも立産し、輸送も共通してゐた。争奪後同公司の経営は遂に華中
 鉄業会社に包含されてゐる。
 尙昭和十三年末の借款現存額は三〇、二三六三三円であつた。

龍烟鉄鉱公司借款

民国八年、官商合辦資本金五百万元の龍烟鉄鉱公司が設立され、採掘製煉の諸般の準備
 をなして、あつた頃、古河戦争の休戦による鉄価の下落で、爾来長らく休止し、今次争奪
 を迎へてゐる。同公司に対し大正十年五月三菱商事会社は、レール及セメント代として六一
 〇四八円を白米二萬六千石で貸付けてゐる。
 昭和十三年末には元金二九、六二七円と延滞利息一、六一一四円に達してゐる。

興湘公司借款

湖南省株委物銅鉄争奪経営の興湘公司に對して古河石炭鉄業会社は大正四年一月、争奪
 資金として一五三三、〇〇円を貸付けた。同公司に對する其の後の動向は明らかでない。

朱五丹借款

山東省の朱五丹なる鉱業所に対して、古河石炭鉱業会社は山東省振華鉱務公司の株式買収費として大正五年八月、六年三月の二回に亘り次の二借款を締結してゐる。

- 一 (1) 一〇〇,〇〇〇円
- (2) 五七〇,〇〇〇元
- 一 (1) 年八%

何無利子

一 償還期限

- (1) 大正八年九月
- (2) 大正六年七月

結局昭和十三年末には一〇〇,〇〇〇円、五九一八一元を返済してゐる。

振華鉱務公司借款

前記の振華鉱務公司に対して古河石炭鉱業会社はその株料山採鉱費として大正五年十一月次の如き借款を締結してゐる。

- 一 三三〇,八三円
- 一 利率 年五%

一 担保 鉱所貯蔵の鉱石全部及動産並鉱業権
 該所同借款のその後支拂はれず、昭和十三年末には元金三三〇,八三円、延滞利子三一〇,九六円を返済してゐる。

張福生借款

安徽省の張福生なる鉱業家に対して古河石炭鉱業会社は大正八年二月安徽省在縣炭坑の採掘権買収費として二〇六二八円を貸付けてゐる。同借款も亦その終支拂はれず、元金をその終としてゐる。同鉱山並に債権者のその後の動向は明らかでない。

今一に張福生に対して古河石炭は大正十年二月百炭代として一〇九七四三円と三四六二七兩を月七厘の利率で貸付けてゐる。同借款は大正十五年十二月償還期限であるが、その終となつてゐる。昭和十五年末の元金は三五八七八〇円、一ニニ六三兩となつてゐる。

贛省瑞借款

贛省の鐵業家總協会对して高木合名会社は左の如き借款を有してゐる。

- 一、明治四十五年三月二十七日成立
- 一、五五〇。〇
- 一、利率 年一。〇%

一、鐵山採掘資金

一、担保 贛南省鄒子藤唐嶺福祿隆鐵山の契 合計十一枚
 同借款のその後の動向は明らかでないが償還期限たる二十年後の昭和五年十月にも支拂はれることなく、五五〇。〇円の借款をその夙債してゐる。

鏡孟任借款

江西省の鐵業家鏡孟任に對し高木合名会社は左の如き借款を有してゐる。

- 一、大正七年六月五日成立
- 一、五〇。〇〇西
- 一、利率 年一。〇%

一、余干炭山採掘資金

一、担保 江西省武門山鐵業公司株式三〇。〇〇元
 同借款は昭和十三年末には元金一〇。〇〇円、利子四二五二九円に達してゐる。

關源鐵務公司借款

湖北省蒲圻縣磨山鎮へ武昌を南に去る約八。五里の長江流域に所在の燈青炭鐵に因して大正七年九月、中日實業会社は夜而を收購して調査させた結果、その経営者たる關源鐵務公司に對し、その同種權及施設財産を担保として金二十万円の借款に允じた。更に又該石代前漢として、而して中日實業会社よりは專門技術を八枚株式を容めたるも予期の如き出たはく、且つ支那政府の種々向なき交與と、國民政府の成立と、井日恩輔のたみに成績思はしからず、採掘を停止してゐる。

- 一、大正七年十月八日、大正九年八月二十八日成立（二口）
- 一、二五五。〇〇円
- 一、利率 年九。〇%及十八%

一、用途 鐵山採掘權及全財産を担保とし、公司資本金及旧債利子償還資金共の他に利用

一、担保 鐵山採掘權及全財産

償還期限 大正十二年十月十六日
 同借款も亦その終末をなつてゐる。昭和十三年末現在の元金二五五〇〇〇円。延滞利
 子一八三七七五三。四である。

幸明借款

中日実業会社は大正七八年に亘り湖南省長沙府在志記新益煉化廠及び新化縣錫鉍山和
 記錫鉍煉化廠に對し、總計金二十六万一千余円ノ借款に充てた。借款契約履行せらるる
 ため、大正十三年一月十三日付で同山錫鉍君幸明に對し借款契約を締結した。然るに
 その後も支那の政情不安に患はせられて、新契約も亦印々実行し能はず今日に及んである。

一 利率 年九%

一 担保 志記煉化廠製地機材及金財産

一 償還期限 昭和七年五月三十一日

同借款の昭和十三年末現在に元金一一〇〇〇〇円。延滞利子一五五〇一九円である。尚
 同借款の五〇〇〇〇円は高砂企業会社より融通を受けたものである。

西沙群島実業公司借款

南支那に在る西沙群島に對して廣東省に附屬せる西沙群島(パウルセル群島)にはその開港のた
 めに何種正を代表者とする西沙実業公司なる南支那会社が存在してゐた。これに對して日本
 の實業家等が建設所は正の如き借款を貸してゐる。

一 大正十四年四月三日成立

一 利率 年七%

一 用途 パウルセル群島設備費

一 担保 パウルセル群島錫鉍及グアノ採掘權並に賣出權

同借款もその後支拂はれることなく、昭和十三年末には元金八九七二八九円。延滞利子八
 〇三三五六円を貸してゐる。

続けてある。

昭和十三年末現在の元利各折は元金三八七〇〇と一〇一元。延滞利息は五七〇一四五円に達してある。

専任実業公司借款

専任実業公司は北沢政務長官閣下政務長北支に於て各種事業の経営を目的として設立した会社であつて、有期に甜菜糖製造工廠を設置する計画を樹てた。東亜興業会社はその工場設立及び採集費等事業資金として大正九年五月、十一年十月、昭和二年十二月の三回に三〇〇万円を貸付けた。その水を一休にした借款要領左の如し

- 一、三五六八、〇二二円
- 一、利率 年一割
- 一、担保 總廠全財産及其の收入
- 一、借款に附随せる特權
 - (1) 元利支拂の外、請求利息の一割提供
 - (2) 資金借入に於ける優先權
 - (3) 日本人會計主任の設置
- 一、昭和五年同の利息のみ、六年目より十年迄に分割償還

尙同借款中の二百万円は大蔵省預金部資金である。

専任公司は一九二一年十二月、工廠建設し操業を開始したが、季節的災害、糖価の下落等に患ひされて、累年欠損を生じ、成績あからず。東亜興業の貸付元利金の支拂も全く停止してゐた。公司側は工廠復旧策につき鋭意考究を重ね来た。一九三六年復業に着手し僅か下り収益を見るに至つた。翌年支那事変発生により、東亜興業は暫く工場の事務管理を行ふこととし、海南島若と同時に現地に人を致し、工場の保全を計ると共に、運営上幾多の困難を併して運転を開始した。しかし一方山東省内の治安不安から、糖價の暴落で十三年度より作業を休止するのやむなきに至つた。東亜興業は目下別に工場復活方を交渉中である。

昭和十三年末現在には借款未収元金三、三〇一、六六六円、延滞利息五、五二六、〇二五円、合計八、八六七、七九一円に達してゐる。

揚子機器公司借款

川崎造船所は漢口の揚子機器公司なる製鉄機械製造業者に対して大正十年六月二十九日次の如き要領で借款を貸してゐる。

- 一、二〇〇、〇〇〇円
- 一、市場利率を利率とする

一、目的 工場経営資金
 一、担保 公司全財産
 一、三ヶ年格償 二十ヶ年内に償還
 若爾同公司もその後崩壊したと伝えらるる。昭和十三年末現在で元金二〇〇〇〇〇円に延滞利子五二九・八六四円をその残残してある。

青島銀行借款

東洋拓殖会社は在青島の青島銀行に対し同行營業資金として、大正九年十二月二十五日付に貸付した。同借款は次項の河南省鄭州用埠借款と同併するものである。

- 一、利率 年一三%
- 一、担保 株式及土地

同借款は償還期限の大正十四年十二月二十五日とするも償還せられず、昭和十三年末には元金二五〇〇〇〇〇円の延滞利子一七六三二円を徴してある。

鄭州用埠借款

東洋拓殖会社は前記の青島銀行及び東洋實業公司に対して河南省鄭州の商埠地用埠の借款に定めてある。この借款は有担保的に重要性あるものである。その要項左の如し

- 一、成立 大正九年十二月十一日
- 一、契約額 二〇〇〇〇〇〇円
- 一、實際交付額 二二五〇〇〇円
- 一、利率 年一三%
- 一、担保 中原公司株式三〇〇〇〇元及商埠地土地運物收入
- 一、保証者 河南省財政廳長
- 一、償還期限 大正十一年十二月二十五日

同借款も本期限に支拂はれずして於つてある。昭和十三年末には借款元金三二五〇〇〇〇円の他に、延滞利子三八四八八円を徴してある。東拓は中日實業社に対し、延滞利子三八四八八円の取立を委任してある。

新農墾殖公司借款

上海に本社を有し、江蘇省の揚子江北岸南通に棉花を栽培する用墾会社である。東拓は

公司設立の株式掛込資金を始め三回に亘り、次の如き要領で借款を有してゐる。

- 一 成立 大正十年九月二十二日乃至大正十三年十二月三十一日
- 一 四二一、一九六元
- 一 利率 年一。%
- 一 目的 棉作事業資金
- 一 担保 株式及公司全財産

本会社は実質的には日支合辦で東拓の支取権ある会社であるが、事業遂行の形式上紙支那会社となつてゐる。現在も経営されてゐる。昭和十三年末の借款元金現在額六九三、〇〇。元を増加し、近希利子額九三九八。六元である。尚同借款償還期は昭和十四年一月及十六年十二月となつてゐる。

裕華墾殖公司借款

江蘇省裕華墾殖公司に対し創立株式資金立百と事業資金として取扱は左の如き大借款を有してゐる。

- 一 成立 大正十一年七月二十五日、大正十二年十二月十六日
- 一 一七九、九六一円及一、二五〇、〇〇〇円
- 一 利率 取扱と同率

- 一 用途 棉作事業資金
- 一 担保 株式公司全財産
- 一 公司利益金を以て償還

同公司是棉作会社として相当に成績を上げてゐる如くである。昭和十三年末の借款現在額は一七九、九六一円（株式担保貸付金）九七七。七五円（その他貸付金）を有してゐる。尚同公司の有償期向は十三年二月四日となつてゐるが、その後も存続してゐる虞は甚だあり。

山樟逕伐鐵路公司

広東省の山樟、樟林二十哩を結ぶ山樟逕伐鐵路公司（本社所在地山樟）に対し、白濁銀行は同鉄道建設資金として次の如き借款を行つてゐる。

- 一 成立年月日 大正六年一月十日
- 一 貸付額 六一〇、〇〇〇円
- 一 利率 日歩三仙
- 一 担保 土地、レール及株式

一、償還期日 昭和四年十二月三十一日
 同借款により同鉄道は建設されたるが、昭和十三年末にも尚尙残現在額として一
 五、一〇〇、〇〇〇円を残してある。

安正鉄道公司借款

安慶省の安慶より正陽に至る鉄道敷設の目的で設立され、安正鉄道公司に対して東亞興
 業会社は鉄道建設資金として次の如き借款を有してある。

- 一、成立 大正二年五月二十五日
- 一、契約額 二〇〇、〇〇〇円
- 一、利率 年六分
- 一、担保 安慶省北部の米捐
- 一、大正四年五月二十七日

同借款は当初東亞興業の安慶鉄道一ヶ町同借款の先確拠として現はれたものであつたが、
 結局英國の物客があつて買入れられ、ついに終つたものである。昭和十三年末の延滞額は元金
 二〇〇、〇〇〇円と三〇、五〇〇、〇〇〇円の延滞利息を残してある。尚その資金は三井物産より融
 通されてある。

井甯輕便鐵路公司借款

四川省の産塩地自流井甯順間を結ぶ輕便鉄道建設の目的で井甯輕便鐵路公司發起人に対
 して東亞興業会社は次の如き借款を有してある。

- 一、成立 大正十年四月三十日
- 一、契約額 三、一〇〇、〇〇〇円
- 一、利率 年一〇%乃至一二%
- 一、担保 發起人所有財産
- 一、期間 公司設立迄

その借款用途は公司創立準備資金と云ふ位で、同鉄道も亦設立されず立消えになつてあ
 る。借款現在額は三、一三六、六四円と延滞利息五七三、〇二二円を残してある。

汕頭自來水公司借款

台灣銀行は明治四十五年七月十五日、汕頭自來水公司（水道会社）に対して同公司の
 創立資金として十萬元を貸付、二仙八の利率で貸付けてある。償還期限は大正十年一月であ
 るが、現在でも残つて居り、九八、三二〇元を残してある。

廣東順和公司借款

古比に本據を置く華南銀行は本業の順和公司外四口の営業資金として小借款を有してゐる。八十二年及昭和九年に至るもので、契約額一、六一〇、〇〇〇元。元金十三年分には三二二、八〇〇元を残すのみである。

裕律製革公司借款

大正六年天津に設立された日支合併の裕律製革公司に対して日本側大倉組が支那側の出資株金拂込を二番へらしたために大正六年八月六日、〇元を年八分の利率で支那側株主に貸付け、同公司は長く操業止す今日に至つてゐる。同借款も元金その儘を残してゐる。

第九章 地方政府借款

江西財政廳借款

西河石炭採集会社は江西省財政廳に対して大正九年一月、進帯地金代として次の借款を有してゐた。

- 一 契約額 四〇〇、〇〇〇元
 - 一 利率 月一分五厘
 - 一 担保 江西省金庫証券六〇〇、〇〇〇元
 - 一 償還期限 大正十年一月
- 同借款も亦償還されず、昭和十三年末には元金一八、〇〇〇元と延滞利子四、四八一兩を残してゐる。

福建財政廳借款（共禮修）

台湾籍民共禮修は福建省財政廳に対し大正十一年一月より六月に亘り教育費として一〇

元を担保として貸付けてある。同借款中六、六〇。元は戻償金となつてある。

福建財政廳借款（柯保羅）

台湾糖民、柯保羅が福建省財政廳に対し、大正十一年一月及六月教育費として二五、〇〇。元と貸付けてある。担保は南港糖業稅收入及金庫券二〇、〇〇〇。元、金庫券二〇、〇〇〇。元、福建軍需公債二〇、〇〇〇。元を有してある。同借款も亦昭和十三年末には九二、〇七〇。元となつてある。

長沙造幣廠賣掛金

長沙の湖南省長沙造幣廠に対し大正八年一月十六日、三井、田和南東、住友、石河、東亞通商、野田友邦（羽高田）は共同して長沙造幣廠売銅圓を組織し、左の如き要領を借款を行つてゐた。

- 一、債權額 一、四九二、二六三兩

一、利率 日歩四仙

一、造幣廠材料銅売掛金

一、担保なし、湖南省政府が保証す。

一、償還期日 銅約入銀三十日掛

同借款は三井物産が代表してゐたが、その後保償還の命もあり、昭和十三年末には元金五七一、二七三元、送附子一、三四七、六八四元と送してある。尚と元に戻算した率は兩改元分に基き換算してある。

湖南省水口山借款

湖南省水口山の鉛及び亜鉛の採掘は歐洲大戦当時、特殊金需の暴騰時代に日本の各鉱山業者の目をつけた所であつた。結局日本は興業公司を設立し、同社は同鉱山産出の鉛及び亜鉛鉱の一手販売契約をなし、その採掘資金として借款契約を大正七年の二月と三月の二回に亘り締結された。尚日本側の興業公司は大倉、三井、藤田、鈴木四社の均分出資となる水口山山の支那の鉱山事業を目的として設立された会社である。第一次の貸付は石の如し。

一、成立 大正七年二月四日

一、債權者 興業公司（三井、大倉、藤田、鈴木の均等出資）

一、債務者 湖南省長譚延闓及同官鈔局
 一、契約額 二十七万円
 一、利率 年八分
 一、目的 鉛石代前渡
 一、担保 鉛鉛石荷渡証券
 第二次日の借款はこれより約一ヶ月遅延して本格的な担保資金として二百五十万円の借款が締結されてゐる（實際は三十万円しか交付されてゐない）

- 一、成立 大正七年三月十九日
- 一、債権者 興源公司（三井、大倉、藤田、鈴木、石河の均分出資）
- 一、債務者 湖南省長譚延闓及同官鈔局
- 一、契約額 二百五十万円
 （實際交付額三十万円）
- 一、利率 年七分
- 一、目的 鉛物採掘拡張資金
- 一、担保 重鉛、鉛鉛石、鉛の一手取充

結局その借款物柄格の暴落と湖南省債の不安定等の事情で水口山鉛山の採掘製錬は中止され、湖南省政府を相手とする貸付金の元利は増加するのみであつた。興源公司も事業上の目標を失ひ昭和七年解散し、同公司の一員たる大倉組に於て便宜整理してゐる。昭和十三年末の元利合計は第一次借款が元金として三六七、〇〇〇圓、延滞利息二一七、五八一圓に達し、第二次借款が元金として三〇〇、〇〇〇圓、延滞利息五五八、八三二圓に達してゐる。

第十章 電燈借款

東亜興業、中日実業の二会社が、大正七八年頃日本の対支投資機関として活動してゐる。その当時面社と台湾銀行及び大阪の川北電気企業会社によつて支那各地の小電燈業者と対する資本及材料の貸付があり、之れを一括して電燈借款と呼ぶ。

その詳細は別表の如くであるが、台湾銀行が一家、東亜興業が五社、中日実業が十三社、川北家天（川北電気の代表者）が二社を占めてゐる。その地域は殆ど全支那の各地の小都市に亘つてゐる。主として電燈、西鉄等を供給したものであつて、貸付金額として最大なるもので二十万円、小なるは四万円位である。概ね契約は公司、又は公司代表者であるが、信用薄弱で企業主体としての能力を失つたものが多いと云ふ。その各々の事例は附表一。に詳細に説いてゐるが如くであり、これに添ふ。

貸付金額は三二九、九四八円、四〇、〇〇〇元である。若しその大部分が償還されずその依となり、現在では債務者の所正の如く知らざるものもないと云ふ。昭和十三年末現在の未償還元金のみでも三一〇、〇二六、二四一、一六一、六四一元、五九、四四四圓に達してゐる。（附表一。参照のこと）

結 言

以上の分類によつて見た日本力対支借款の総額は幾何に達するであらうか。その契約金額と昭和十三年末を現在とした元利合計残高を、前記の如き分類法で集計するに次の如くである。

契約額	昭和十三年現在額
一、一 級 借 款	一〇、九五三、八七一円
	五〇、〇〇〇、〇〇〇磅
二、一 級 借 款	九、八九七、九四〇、五円
	二、二七七、七五三元
	七、五六二、〇八両
三、西 原 借 款	五、三六二、六七磅
	三、九一二、四三市
四、鉄 道 借 款	二、二七一、七九八、九一円
	二、二七四、一九〇、二円
	三、六八七、五五元
	二、八六七、五五元
五、整 理 有 信 借 款	三、六八二、〇一七、七円
	三、二〇八、二一七、七円
	三、一七九、七七一、七元
	九、五七七、八七元
	三、〇八九、〇西

六、鉄 山 借 款	五、〇九七、九四八円	四、五七二、七三九六円
	二、五〇〇、〇〇〇両	二、五〇〇、〇〇〇両
七、鉄 山 借 款	七、五六二、四二〇円	六、二八六、九七六円
	一、六六七、七〇〇元	一、〇三四、四八九元
	一、三九六、二七両	二、二二六、三両
八、実 業 借 款	七、五〇、二九六元	九、〇〇七、三一元
	一、六三三、九八〇、一円	一、六一四、三四七四円
	四、三三九、〇〇元	五、四九〇、四両
九、地 方 借 款	一、七六二、二六三両	六、六九、九四三元
	三、五〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
	四、〇〇〇、〇〇元	一、六一六、四一元
十、電 燈 借 款	三、二九一、九四八円	三、一〇〇、二六二円
	五、九四四、四両	五、九四四、四両
十一、争 交 前 借 款	一、一三八、七四八円	八、八六、四八〇円
	六、三、四三、八元	四、三、一一〇元
十二、争 交 後 借 款	五、五五六、六六三円	五、一三三、三七八円
	四、八九四元	二、一、二二二元

借款名	成立年月日	債権者	債権者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和五年末現在額
財政部兵艦運送除料 立香金(國庫証券)	大正 一〇・五・一	中日實業株式会社	旧政權(支那政府財政部)			九一四四九元	年八分	大正 一〇・一二・一	九一四四九元 (三六九四一七)
軍需品代借款 (國庫証券)	大正 四・二・一	三井物産株式会社	旧政權(財政部)	軍需品代	煙酒牌照稅	二四四二二五元 一七三八四一七元	当初七分 大正九・三・二 日以降一分	大正 九・四・三〇(月) 大正 九・二・三〇(元)	一五〇五・二五元 一一八八四一七元 (八三六・二八八元) (七・七・三六元)
海軍無線電信借款	大正 七・二・二	三井物産株式会社	旧政權(支那政府海軍部)	無線電信局建設 購買木頭等金		五三六・二六七磅	年八分	開通一年ヨリ 四〇四年	五三六・二六七磅
支那留學生費借款 (駐日支那公使名義)	大正 八・二・二四	台灣銀行	駐日支那公使名義 (旧政權)			一〇〇・〇〇元	日歩 二分六厘	大正 一・三・九(元)	一三〇・二五八元
支那留學生費借款 (駐日支那公使名義)	大正九・一・〇 大正五・一・四 二二(口日)	三菱銀行	旧政權(支那政府)			四五・九五元	日歩 二分五厘	大正 一・四・九(元)	四五・九五元
支那留學生費借款 (駐日支那公使名義)	大正 八・二・二九 乃至 大正 九・九・一 (口日)	第一百銀行	支那公使代理留學生監督 八五・九〇元 四川省留學生經理費 五〇・〇〇元 廣東留日學生經理員 三三・〇〇元 駐日湖南留學生經理員 一六・〇〇元			一八三・九〇元	年六分	大正九・一・二九 日ヨリ 大正九・九・ 三〇日	一八三・九〇元
運河借款前貸 (國庫証券)	大正 一〇・六・一五	日本興業銀行	旧政權(支那政府)	運河測量資金		三九一・三四三米	年八分	大正 三・二・二五	三九一・三四三米
財政部引受莫陽兵 工廠借款	大正 九・一・二七	東亞通商株式会社	旧政權(支那政府財政部)	兵艦買入代	(保証) 陸軍部保証	三〇・〇〇〇元	日一分六厘	大正 九・四・二六	二〇〇・〇〇元
莫陽兵工廠賣掛金	大正 四・二・一 乃至 大正 五・八・月 (口日)	三井物産株式会社	旧政權	押戻、賣掛、鉛板買入代	(保証) 陸軍部保証	四九・九八三兩	年一分		五七・八〇元

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	現在
財政部引受 銅元局借款	大正 九、二一	東亞興業株式会社	日政權(財政部)	銅元局設立費	民國八年公債 五〇〇,〇〇〇元 國庫証券 一〇〇,〇〇〇元	五〇〇,〇〇〇円	年一割	大正 一〇、二二	五〇〇,〇〇〇円
財政部引受 銅元局借款	昭和 二、〇一八	東亞興業株式会社	日政權(財政部)	紙幣運賃		一七、八八七元	年一割二分	一時	一七、八八七元
財政部印刷局借款	大正 七、一五	三井物産株式会社	旧政權 (支那政府財政部印刷局)	材料買掛金及 整理資金	印刷局財產向利息費 擔ハ茲記剩餘リ以テ 担保トス	二〇,〇〇〇円	年一割	大正 一五、一四	二五、八八五円
財政部 漢口造紙廠賣掛金	大正 九、八一一	三井物産株式会社	漢口造紙廠	製紙廠材料代		三、四四三円	当初一割五厘 初五至七月 以降七介	直掛	三、六五〇元
天津造幣廠賣掛金	大正一、二〇 三〇、三 大正一、三、一七 (三〇)	三菱商事株式会社	天津造幣廠	米銅運入代		二、三九四六九円 二、三五〇四一円	年一割二分		二、三七八円
天津造幣廠賠償金	大正 一、二九、二三	三菱商事株式会社	天津造幣廠			三〇,〇〇〇元	年一割二分		三〇,〇〇〇元
山東省德州兵工廠 賣掛金外敷口	大正八、一〇 乃至 大正九、六	昭和商業株式会社	德州兵工廠	銅購入代		二、一三六四一円	日歩 〇、〇四		二、一五六四一円
安徽省安慶造幣 廠賣掛金	大正八、一〇月 乃至 大正九、六日	昭和商業株式会社		銅購入代		一〇,七四九円	日歩 〇、〇四		一〇,七四九円
山東省 山東兵工廠賣掛金	大正八、一〇月 乃至 大正九、六月	昭和商業株式会社	山東兵工廠	銅購入代		三、八八二円	日歩 〇、〇四		三、八八二円
兵隊代借債(國庫証券)	大正六、一、三〇 及 大正七、七、三一	泰平組合	日政權(支那政府)			三、二〇八、一五四円	年八介	昭和 二九、二三	三、二〇八、一五四円
兵隊代借債(國庫証券)	大正 一、四、九、四	泰平組合	日政權(支那政府)			一、六四七、〇一三円	年八介	昭和 二九、二三	一、六四七、〇一三円

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和十三年末現在額
支那各地 (小口貸付主として) (青島二九〇)	大正 一一三三	東洋拓殖株式会社	旧政廳(支那政府)		地稅剩餘及關稅剩餘担保	二五八、八七〇、〇〇〇 円	年八分	昭和 四、一三一 三、四七九、三〇〇 円	三五四、二〇〇 円
広東 孫文	大正 五二二〇	久原房之助	孫文			七〇〇、〇〇〇 円	年八分五厘 一割五分	支那革命 成功後	七〇〇、〇〇〇 円
雲南 岑春煊 張耀曾	大正 五三二〇	竹内 桂彦	岑春煊 張耀曾			一〇〇〇、〇〇〇 円		支那革命 成功後	一〇〇〇、〇〇〇 円
趙張王(護國軍代表)	大正 五五五〇 及 大正五六月	芳川 寛次	趙張王			四四八、九一三 円 七四七、〇二八 円	年一割	一、五年以内	四四八、九一三 円 七四七、〇二八 円
						九八、九七四、〇〇〇 円 三、七三七、七三三 円 五、四三、五六七 円 五、三六、三六七 円 五、六、三三三 米幣		計	七、六九〇、〇〇〇、九七九 円 八、三三一、四〇〇、〇〇〇 円 五、〇、四三〇、〇〇〇 円 五、三六、三六七 円 五、六、三三三 米幣

(附表三)

西原借款

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和十三年末現在
参戰借款 (國庫証券)	大正 七九二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)	支那國防用軍廠ノ編成 練成及大戦参加經費		二〇〇〇〇〇〇〇 円	八分	昭和 二九二七	二〇〇〇〇〇〇〇 円
参戰利拂借款 (國庫証券)	大正 一四九四	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)	支那國防用軍廠ノ編成 練成及大戦参加經費		一〇二六七六五五 円	八分	昭和 二九二七	一〇二六七六五五 円
滿蒙四鐵道借款 前貸(國庫証券)	大正 七九二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		本鐵道公債募集金中 ヨリ償還	二〇〇〇〇〇〇〇 円	八分	大正 一四一五	二〇〇〇〇〇〇〇 円
吉会鐵道借款前貸 (國庫証券)	大正 七九二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		本鐵道公債募集金中 ヨリ償還	二〇〇〇〇〇〇〇 円	七五分	大正 一四一三	二〇〇〇〇〇〇〇 円
滿蒙四鐵道借款前貸	大正 七九二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		本鐵道公債募集金中 ヨリ償還	二〇〇〇〇〇〇〇 円	八分	大正 一四一五	二〇〇〇〇〇〇〇 円
山東二鐵道借款前貸 (國庫証券)	大正 七九二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		本鐵道公債募集金中 ヨリ償還	二〇〇〇〇〇〇〇 円	八分	大正 一四一五	二〇〇〇〇〇〇〇 円
吉會滿蒙山東諸鐵道 前貸利私借款第二次	大正 一三九一三	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		他日國稅收入又ハ其他ニヨリ 短期借款整理ノ場合ハ本借 款モ之ニ繰入ルヘキコト	五二八六八二〇 円	九五分	大正 一五六三	五二八六八二〇 円
吉會滿蒙山東諸鐵道 前貸利私借款第四次	大正 一四七二五	日本興業銀行 朝鮮銀行 台灣銀行	旧政權(支那政府)		他日國稅收入又ハ其他ニヨリ 短期借款整理ノ場合ハ 本借款モ之ニ繰入ルヘキコト	五三〇〇〇〇〇 円	九五分	昭和 二六三〇	五三〇〇〇〇〇 円

借款名	成立年月日	債權者	債權者	依用目的及用途	担保	契約額	利率	利息	昭和十三年末現在
有線電信借款	大正 七、四、三〇	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		全国有線電信財產及收入	二〇,〇〇〇,〇〇〇 円	当初年八分 大正四年四月日 リ九分逕銀 当初七分五 年四月以降 八分	昭和 二〇,二九 二〇,〇〇〇,〇〇〇 円	昭和十三年末 現在 二〇,〇〇〇,〇〇〇 円
黑吉兩省林益借款	大正 二、八、二	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		黑吉兩省森林及 其收入	三〇,〇〇〇,〇〇〇 円	年七五分 逕銀八 七三五分	昭和 三、八、一 三〇,〇〇〇,〇〇〇 円	三〇,〇〇〇,〇〇〇 円
林益利棉借款 第三次	大正 二、二、一 大正 二、二、一	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		同稅剩餘	一、二五〇,〇〇〇 円 一、〇五〇,〇〇〇 円	当初一三分 大正一三七 一五日以降 一一分	大正 一、四、一 一、二五〇,〇〇〇 円	一、二五〇,〇〇〇 円
電信林益利私借款 第五次	大正 一、三、九、一三日 (二〇)	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		他日同稅收入又ハ其他ヨリ 短期借款整理ノ場合ハ本借 款モ之ニ繰入ルヘキコト	支那政府逕銀同 七、六、八、二二六 円 逕銀三銀行同 六、六、八、二九一六 円	可一一分 年九五分	大正 一、五、七、二 七、六、八、二二六 円	七、六、八、二二六 円
電信林益利私借款 第六次	大正 一、四、四、一六 (二〇)	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		他日同稅收入又ハ其他ヨリ 短期借款整理ノ場合ハ本借 款モ之ニ繰入ルヘキコト	二、六、五、九、九三三 円 一、八、四、九、九五 円	可一一分 年九五分	昭和 二、一、一、五 二、六、五、九、九三三 円	二、六、五、九、九三三 円
電信林益利私借款 第七次	大正 一、四、二、一六日 大正 一、五、一、一三〇日 (二〇)	日本興業銀行 朝鮮銀行 (逕銀經由)	旧政權(支那政府)		他日同稅收入又ハ其他ヨリ 短期借款整理ノ場合ハ本借 款モ之ニ繰入ルヘキコト	九、一、八、七、六六 円 七、八、四、六、四九 円	可一一分 年九五分	昭和 二、七、五 九、一、八、七、六六 円	九、一、八、七、六六 円
交通銀行借款	大正 六、九、二八	日本興業銀行 朝鮮銀行 (預金部ヨリ全額融通)	交通銀行	銀行業務整理資金	支那政府國庫証券額面 (保証) 支那政府元利又州保証	二〇,〇〇〇,〇〇〇 円	当初年七五分 逕銀八分 大正一九二八 以降月〇七	大正 一〇、九、二、七 二〇,〇〇〇,〇〇〇 円	二〇,〇〇〇,〇〇〇 円
計						二、三、三、九、八、九一 円		計 二、七、一、九、八、九一 円	

整理有借款

借款名	成立年月日	債權者	債主者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和十三年末現在
交通部有線電信第二次借款	昭和九.一.一	東亞興業株式会社	旧政府(交通部)	有線電信施設改良費	自設電信及大連支線向延吉電線二回スル金財產及其收入	一五,〇〇〇,〇〇〇円	年六分	二十九年四月	七,九八二,〇二〇円
交通部電話借款	昭和一〇.一.一	中日實業株式会社	旧政府(支那政府交通部)		交通部所管各電話局ノ附設及營業費、吳淞外五ヶ所ノ無線電信局財產及收入、國庫証券五,〇〇〇,〇〇〇円	一四,六五〇,〇〇〇円	年六分	三十七年一月	一三,〇七九,七七一円
財政部漢口造紙廠借款	昭和一一.二.四	中日實業株式会社	旧政府(支那政府財政部)	紙張購入及製品代前渡		一四,五〇〇,〇〇〇円	無利率	八年月賦	一三,五〇〇,〇〇〇円
廣東省政府借款	昭和九.七.七	台灣銀行	廣東省政府		高麗セメント廠及廣東電話局金財產並官有地其他	四,三八四,八三七円 二,一七九,七七一円	無利率		一九六三,六九九円 五,五七七,七七元
江西中國銀行借款			江西中國銀行	地方金融補助資金	江西省特別整理公債(保証) 江西省長、財政廳長及南昌商會正副會長保証	一〇,〇〇〇,〇〇〇円	年六分	昭和二八.四	七,七九九,九三円
江西財政廳借款	昭和一一.一.一〇	台灣銀行	江西財政廳	江西省水利振興補助資金	江西省特別整理公債(保証) 江西省長、江西中國銀行總經理及南昌商務正副會長保証	五,〇〇〇,〇〇〇円	年六分	昭和二八.四	三,八八〇,〇〇七円
福建省政府借款	昭和一一.三.五	台灣銀行	福建省政府		福建省海安、水口、延平各整金局收入、同條兼二河海及全岩茶稅收入、上列同項其他各整金局稅收及煙酒捐等	三,三三五,三四〇円	年六分	約一五年、昭和九.九.九以 降月賦	三,〇八八,〇七二円
山東省實業借款	昭和九.一.二九	中日實業株式会社	山東省政府	實業調查資金	山東省貨物稅外租稅五種及財政廳發行金庫証券 二,五〇〇,〇〇〇元	三,〇〇〇,〇〇〇円 三,五〇〇,〇〇〇円	年六分	約九年七月 昭和九.一.二 以降月賦	三,〇〇〇,〇〇〇円 一,三三九,五九五円
南京造幣廠賣掛金	昭和一一.一〇.二二	三菱商會株式会社	江蘇財政廳 (南京造幣廠引致)	水銅売掛金		二八三,〇八三円	月一分二厘	昭和一一.三.一	二〇,八九〇円
計						三六,八二〇,二七円 二,一九九,七七一円 二八三,〇八三円		計	三二,〇八二,二七円 九,五七七,七七元 二〇,八九〇円

鎮山借款の一

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約金	利率	償還期限	現在
湖北省漢冶萍公司	明治 三七一五	日本興業銀行	漢冶萍公司		鎮山及煙煤用鐵道 其他	三〇〇〇〇〇〇 円	当初(全)五 四一年六分 昭和五年六分 昭和五年五 日ヨリ年五五 分	昭和 二七、三三、一 二、五、一五、一 円	昭和十三年水 現在
湖北省漢冶萍公司	明治 四一六三 乃至 昭和五年二八 (一三三〇) (一四四〇)	橫正金銀行	漢冶萍公司		公司財產及磁石 並鉄鉄代	三九八四七九四八 円	当初六分 昭和五年二日 以降五分 分	昭和 二〇、二、五 三、一、九、五 三、四、一 円	三七、一九、〇九 九 円
湖北省漢冶萍公司	大正 元、二七	橫正金銀行	漢冶萍公司		公司財產及磁石並 鉄鉄代	二五〇〇〇〇〇 円	当初六分 昭和五年二 日以降五分 分	昭和 二七、三三、一 二、五、〇〇、〇 〇 円	二五〇〇〇〇〇 円
安徽省裕繁公司	大正 九、一三	中日實業株式会社	裕繁公司	磁石採掘設備(批沖鉄出) 及債務弁有資金	磁石代	二五〇〇〇〇〇 円	当初七五分 昭和五年二 日以降五分 分	昭和 一五、一一、二 六、八、九、五 円	二五〇〇〇〇〇 円
安徽省裕繁公司	大正 一、一三	中日實業株式会社	裕繁公司	事業經營及同償整理 資金	磁石代	三二五〇〇〇〇 円	当初六五分 昭和五年二 日以降五分 分	昭和 一五、一一、二 八、五、八、五、 一 円	二五〇〇〇〇〇 円
安徽省裕繁公司	大正 九、一	中日實業株式会社	裕繁公司	事業經營及設備 資金	磁石代	二五〇〇〇〇〇 円	年六分	昭和 三〇、一一、二 五、〇〇、〇〇、 〇 円	四五、七、七、三、九、六 二五〇〇〇〇〇 円
計						五〇、〇、九、七、九、四、八 二五〇〇〇〇〇 円			二五〇〇〇〇〇 円

(附表七)

鑛山借款の二

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	現在
北京民康公司 (日支合作)	大正 九・四・一三	大倉組	民康公司		同宝公司株券	七五〇,〇〇〇元	年六分五厘		六二七,六〇八元
上海順新鐵業公司 (日支合作)	大正 六年	大倉組	順新鐵業公司	事業資金		四三〇,七〇〇円	年八分		四三〇,七〇〇円
北京同宝公司 (日支合作)	大正 一・二・二九	大倉組	同宝公司			三四七,七〇〇元	未定		三四七,七〇〇元
江西省富源鐵業公司	大正 八	大倉組	富源鐵業公司	事業資金		二六六,七三五円			二四六,二二五円
河北省正豐煉鐵公司	大正 一・二・二八	大倉組	正豐煉鐵公司	事業資金	機械及家屋	一五〇,〇〇〇円	年八分	昭和 九・一・二	一五〇,〇〇〇円
安徽省福民利鐵業公司	大正 七・三・一五	三井鐵山株式會社	福民利鐵業公司	買鐵前資金		三六〇,八九四円	市場利率	第一回買鐵 時ヨリ 五十年	三〇二,三三三円
河北省龍烟鐵業公司	大正 一〇・五・三〇	三菱南浦株式會社	龍烟鐵業公司	レール及セメント代		六一〇,四八円	日歩 二銭六厘		二九,六二七円
湖南省興湘公司	大正 四・一	古河石炭鐵業株式會社	興湘公司	事業資金		一五三,三〇〇円			一五三,三〇〇円
山東省朱五丹	大正五・八・八 大正六・三	古河石炭鐵業株式會社	朱五丹	長華鐵務公司株式 買取費		一〇,〇〇〇円 五七〇,〇〇〇元	(1) 年八分 (2) 無利率	(1) 大正八 (2) 大正六・七	一〇,〇〇〇円 五九,一八一元

(附天八)

實業借款

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約種類	利率	償還期限	昭和十三年末現在
天津裕元紡織公司 (日支合弁)三口 二口	昭和十七年七月五日 (昭和十七年七月五日)	大倉組	裕元紡織公司	工場拡張及經營資金	工場建物 機械	三五〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇 四八三三六五	年 八分一割八分	大正 一〇、一二六	二六八、〇〇〇 二二七、五九〇 一、八〇、五五三
天津裕元紡織公司 (日支合弁)三口	昭和十七年七月五日 (昭和十七年七月五日)	大倉組	裕元紡織公司	工場拡張及經營資金	工場建物 機械	三五〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇 四八三三六五	年 八分一割八分	大正 一〇、一二六	二六八、〇〇〇 二二七、五九〇 一、八〇、五五三
汕頭自來水公司	明治 四五、七、五	台灣銀行	自來水公司	公司創立資金		一〇〇、〇〇〇元	日步 二仙八	大正 一〇、一二六	九八、三二〇元
廣東順和公司 外四口	大正一二、二、三 乃至 昭和九、二、二	華南銀行	順和公司外四	營業資金	土地建物	一〇六、一〇〇元	二仙八乃至 三仙二		三二、三八一元
天津裕元紡織公司 (日支合弁) 支那側株主	大正 六、八	大倉組	裕元紡織公司	支那側株式設立資金		六二、〇〇〇元	年八分		六二、〇〇〇元
北京博益實業公司 (三口)	大正九、五、二四 乃至 昭和二、二、二六	東亞興業株式會社	博益實業公司	在青洲製糖工場設立及 營業資金	製糖工場、全財產及 共收入	三、一六八、〇二二	年九分乃至 一割三分	昭和三、六、一五 乃至 E 10、1、13	三、五六八、〇二二
漢口揚子鐵道 製造公司	大正 一〇、六、九	川崎造船所	揚子鐵道製造公司	工場經營資金	公司全財產	二〇〇、〇〇〇元	市場利率	二〇、年內 三、年結算	二〇〇、〇〇〇元
山東省有譽銀行	大正 九、二、二五	東洋拓殖株式會社	有譽銀行	營業資金	株式及土地	二五〇、〇〇〇元	年 一割三分	大正 二、四、一、三、八	二五〇、〇〇〇元
河南省鄭州南埠借款 (借主名義) (有譽銀行東亞實業公司)	大正 九、二、二一	東洋拓殖株式會社	有譽銀行	鄭州南埠地用投資金	中原公司株式三〇〇、〇〇〇元及 南埠地土地建物收入 (保証) 河南財政廳長保証	二〇〇、〇〇〇元	年 一割三分	大正 一、二、二、五	三三、五〇〇元

借款名	成立年月日	債權者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和十三年末現在額
上海新農墾植公司 (三〇)	大正一〇・九二二日 乃至 大正一三・三三三三	東洋拓殖株式會社	新農墾植公司	棉作事業資金	株式及公司全財產	四二一・一九六元	年一割	昭和一二・二 三一及一四 一三五	六九三・〇〇元
上海格華製植公司 (三〇)	大正二・七・三五日 及大正一三・ 一三・一六日	展洋拓殖株式會社	格華製植公司	棉作事業資金	株式及公司全財產	二七九・九六一元	配当、全率	昭和 一三・三四	一七九・九六一元 九七七・七五元
山崎山崎輕便鐵道公司	大正 六・一・一〇	台灣銀行	山崎輕便鐵道公司	鐵道建設資金	土地、レール及株式	六一・〇〇元	日歩 三仙	昭和 四・二三	五・一二元
上海安正鐵道公司	大正 二・五・二八	東亞興業株式會社	安正鐵道公司	鐵道建設資金	安徽省北部、水漏	二〇〇・〇〇元	年六分	大正 四・五・二七	二〇〇・〇〇元
四川省井富輕便鐵道公司 (發起人名義)	大正 一〇・四・二〇	東亞興業株式會社	井富輕便鐵道公司	公司創立準備資金	發起人所有財產	三二一・一九八元	年一割乃至 一割二分	公司成立迄	三〇・一三六元
計						七五〇・二九六元 一六、三三九、八〇一元		計	九〇〇・七三一元 一六、三三九、八〇一元

(附表九)

地方借款

借款名称	成立年月日	债权人	债权人	使用目的及用途	担保	契约金额	利率	偿还期限	田租十三年未 现在数
江西财政廳借款	大正 九一	古河石炭鐵業株式會社	江西財政廳	運幣地金代	江西省金庫証券 六〇〇,〇〇〇元	四〇〇,〇〇〇元	一分五厘	大正 一〇一 一八二	四〇〇,〇〇〇元
福建財政廳借款	大正二一 二六 (11)	洪禮修	福建財政廳	教育費	期票	一〇〇,〇〇〇元		六月	六六〇元
湖南省水口山借款 (借主為前湖南省長 譚延闓及同官位局)	大正 七二四	大倉組	湖南省政府	鉛石前液金	南港稅務局收收及金庫券 二〇,〇〇〇元 全庫券二〇,〇〇〇元及福建 單高公債券二〇,〇〇〇元	二五〇,〇〇〇元	五分	大正 一一〇 一〇	九三〇元
湖南省水口山借款 (借主為前湖南省長 譚延闓及同官位局)	大正 七三二	大倉組	湖南省政府	鉛物採掘振發資金	鉛石前液証券	二七〇,〇〇〇元	年八分		三六七〇元
長沙造幣廠借款	大正 八二一六	三井物產株式會社 (代表)	湖南省政府		重鉛鉛鉛鉛鉛鉛鉛 一手取先取	二五〇,〇〇〇元	年七分	田和 三三一 一九	三〇〇,〇〇〇元
計					湖南省政府券說 (保証)	一四九二二三 兩	四分	銅納入後 三〇日掛	五七一 二七三元
計						四三五,〇〇〇元 一七六二二三 兩 二五〇,〇〇〇元			五四九〇四兩 六六九四四三元 二〇〇,〇〇〇元

借款名	成立年月日	債權者	債權者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	現在
汕頭用明電燈公司	大正 八一・二四	台灣銀行	用明電燈公司	公司創立資金		四〇〇〇元	日考 三仙	大正 一三二〇四	三九二八元
湖北省宜宜電燈公司	大正 七・六六	東亞興業株式會社	宜宜電燈公司	事業資金	公司財產及營業權	一六四・九一八円	年九分乃至 一割四厘	昭和 三六・五	一六四・九一八円
湖南省洪江電燈公司	大正 八・一〇・二六	東亞興業株式會社	洪江電燈公司	事業資金	公司財產及營業權	一八〇・六八三円	年一割 乃至一割五厘	昭和 二一・五	一八〇・六八三円
河南省開封電燈公司	大正 七・三・二〇	東亞興業株式會社	開封電燈公司	事業資金	公司財產及營業權	一九六・八三七円	年九分乃至 一割二分	大正 一三・二九	一九六・八三七円
河南省鄭州電燈公司	大正 九・四・二五 大正 一〇・六・二五	東亞興業株式會社	鄭州電燈公司	事業資金	公司財產及營業權	二二七・三八七円	年一割乃至 一割二分	昭和 三四・九	二二七・三八七円
漢口宋煒臣	大正 九・六・五	東亞興業株式會社	宋煒臣	漢口水電借款整理資金	漢口土地	二〇〇〇〇円	年一割二分	昭和 二六・二五	二〇〇〇〇円
江蘇省振泰電公司	大正 七・六	中日實業株式會社	振泰電燈公司			五七〇〇〇円	年一割		七五四・二五
江蘇省利淮電燈公司	大正 七・八	中日實業株式會社	利淮電燈公司			二二七・八九五円	年九分	公司開業後 八十年以內	五三七・八九五円
江蘇省普明電燈公司	大正 七・一二・二〇	中日實業株式會社	普明電燈公司			一七〇・〇〇〇円	年九分		一一二・九七円
河南省洛陽電燈公司	大正 七・四	中日實業株式會社	洛陽電燈公司			一八〇・〇〇〇円	年九分	大正 一三・四八	一八〇・〇〇〇円
江西省景德鎮電燈公司	大正 七・六	中日實業株式會社	景德鎮電燈公司	公司設立資金及事業資金		四〇〇〇〇円	年九分	大正 二〇・四 昭和 二九・二	四〇〇〇〇円

債 款 名	成 立 年 月 日	債 權 者	債 務 者	使 用 日 的 及 用 途	担 保	契 約 額	利 子	償 還 期 限	現 在 額
湖北省 沙市電燈公司	大正 七、四	中日實業株式會社	沙市電燈公司			一四七、七九三	年九分		一四七、七九三
湖南省 湘潭電燈公司	大正 七、二	中日實業株式會社	湘潭電燈公司			三七四、四三五	年九分		三七四、四三五
湖南省 衡州電燈公司	大正 六、九	中日實業株式會社	衡州電燈公司			一一五、〇〇〇	年九分		一一五、〇〇〇
安徽省 蘆州電燈公司	大正 七、七	中日實業株式會社	蘆州電燈公司			一〇〇、〇〇〇	年九分		一〇〇、〇〇〇
浙江省 平湖電燈公司	大正 六、九	中日實業株式會社	平湖電燈公司			六〇、〇〇〇	年九分		六〇、〇〇〇
浙江省 嘉善電燈公司	大正 六、三	中日實業株式會社	嘉善電燈公司			五〇、〇〇〇	年九分		五〇、〇〇〇
浙江省 嘉興電燈公司	大正 七、七	中日實業株式會社	嘉興電燈公司			八〇、〇〇〇	年九分		八〇、〇〇〇
浙江省 鎮海電燈公司	大正 六、八	中日實業株式會社	鎮海電燈公司			六〇、〇〇〇	年九分		六〇、〇〇〇
安徽省(毫縣) 永光電燈公司	大正 七、七	川北 京天	永光電燈公司	事業資金	公司全財產	二〇〇、〇〇〇	年八分五厘	日本支拂	一八〇、三四四 一〇六、三三九 四九、四四〇
浙江省(衢縣) 衢縣電燈公司	大正 七、一	川北 京天	衢縣電燈公司	事業資金	公司全財產	九〇、〇〇〇	年一分二分		一六、一六四 一、〇〇〇 五、九四四
計						一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇

借入名	成立年月日	債権者	債務者	使用目的及用途	担保	契約額	利率	償還期限	昭和十三年末現在
漢口電報局債券金	昭和 八九	三菱商事株式会社	漢口電報局			一、〇〇〇元			一、〇〇〇元
武漢電信局債券金	昭和 四一	三菱商事株式会社	武漢電信局	電話供託金		二七〇元			二七〇元
鐵道部債券金	昭和 一三二七 乃至 一三三七 (五〇)	三井物産株式会社	旧政務(鐵道部)	鐵道建設用材料代 電線購入代	(保証) 中央信託局	八八九、六六三			六三七、五九五
膠濟鐵路管理局債券金及保證金	昭和 一三二二 乃至 一三二七 (二〇)	三井物産株式会社	旧政務(交通部)	鐵道部分品石ニ対スル 保証金		一、〇八七元			一、〇八七元
山西省同蒲鐵路局債券金	昭和 一三二九	三菱商事株式会社	同蒲鐵路局	機械購入代		一、〇七〇元			一、〇七〇元
濟南市政府債券金及保證金	昭和 一三二四 (二〇)	三菱商事株式会社	濟南市政府	濟南道路補修用地代 アスファルト契約保証 金		二、三三〇元			二、六八二元
青島市政府債券金及保證金	昭和 一三二六 乃至 一三二八 (二〇)	三井物産株式会社	青島市政府	鑛鉄管代保証金		三、七〇一、一一元			三、七〇一、一一元
福建建設廳債券金	昭和 一三二二〇	株式会社興中公司	福建建設廳	豆粕代	(保証) 福建省銀行保証	二、四九、八五			二、四九、八五
計						一、一三、八、七四八円 二、八三四、三八元			八、八六、四八〇円 四、五二、一〇元

(附表一)

借 款

借 款

借 款

借 款

借 款

借 款 名	成 立 年 月 日	債 權 者	債 務 者	使 用 日 的 及 用 途	担 保	契 約 額	利 子	償 還 期 限	現 在 額
中 華 民 國 臨 時 政 府 借 款	昭 和 一 一 八 二 五	滿 洲 電 信 電 話 株 式 會 社	中 華 民 國 臨 時 政 府	本 資 金 八 天 即 創 辦 主 (日 蒙 東 政 府) 所 込 資 金	蒙 東 電 業 公 司 株 式	一 四 八 一 四 九 六 日 元	年 七 分	昭 和 一 一 八 二 五	一 〇 五 八 一 一 一 日 元
蒙 東 電 業 公 司 (籌 込 資 金) 借 款	昭 和 一 一 二 一 二 六	株 式 會 社 興 中 公 司	中 華 民 國 臨 時 政 府	本 資 金 八 天 即 創 辦 主 (日 蒙 東 政 府) 所 込 資 金	蒙 東 電 業 公 司 株 式	三 七 八 七 五 日 元	年 六 分	昭 和 一 一 二 一 二 六	三 七 八 七 五 日 元
蒙 東 電 業 公 司	昭 和 一 一 三 一 七 一	株 式 會 社 興 中 公 司	蒙 東 電 業 公 司	事 業 資 金		八 〇 〇 〇 〇 日 元	年 六 分	昭 和 一 一 三 一 七 一	八 〇 〇 〇 〇 日 元
天 津 電 業 公 司 株 式 會 社 資 金 (日 文 合 併)	昭 和 一 一 八 一 三	株 式 會 社 興 中 公 司	天 津 市 政 府	株 式 會 社 興 中 公 司 資 金	公 司 既 當 金 日 償 還	二 〇 六 〇 〇 〇 日 元	年 六 分	昭 和 一 一 八 一 三	二 〇 六 〇 〇 〇 日 元
天 津 電 業 公 司 (日 文 合 併)	昭 和 一 一 三 一 九 二 五	株 式 會 社 興 中 公 司	天 津 電 業 公 司	事 業 資 金		二 〇 一 五 〇 〇 日 元	年 六 分	昭 和 一 一 三 一 九 二 五	二 〇 一 五 〇 〇 日 元
河 北 省 興 業 公 司 及 興 業 公 司 外 一 三 〇	昭 和 一 一 三 一 三 一 九 二 五	株 式 會 社 興 中 公 司	興 業 公 司 外	事 業 資 金		一 一 五 四 九 一 日 元		昭 和 一 一 三 一 三 一 九 二 五	一 一 五 四 九 一 日 元
長 蘆 塩 務 局 借 款	昭 和 一 一 三 一 四 七	株 式 會 社 興 中 公 司	中 華 民 國 臨 時 政 府 (長 蘆 塩 務 局)	原 塩 增 産 資 金	塩 稅 担 保	一 〇 〇 〇 〇 〇 日 元	年 六 分	昭 和 一 一 三 一 四 七	一 〇 〇 〇 〇 〇 日 元
青 島 電 報 局 予 納 金	昭 和 一 一 二 一 八	三 井 物 産 株 式 會 社	日 政 府 (交 通 部 青 島 電 報 局)	日 政 府 (交 通 部 青 島 電 報 局)		一 二 九 四 日 元		昭 和 一 一 二 一 八	一 二 九 四 日 元
青 島 電 報 局 予 納 金	昭 和 一 一 二 一 八	三 井 物 産 株 式 會 社	日 政 府 (交 通 部 青 島 電 報 局)	日 政 府 (交 通 部 青 島 電 報 局)		一 二 九 四 日 元		昭 和 一 一 二 一 八	一 二 九 四 日 元
計						五 五 五 六 六 六 三 日 元			五 一 三 三 三 七 八 日 元
計						八 八 九 四 日 元			二 一 三 二 九 日 元

昭和十五年七月 十日印刷
昭和十五年七月十五日發行

發行者
兼印刷人

東京市神田區駿河臺二ノ一
田 中 西 藏

印刷所

東京市神田區駿河臺二ノ一
東 亞 研 究 所

發行所

東京市神田區駿河臺二ノ一
東 亞 研 究 所

MICROFILMING

Document 1864 Source: East Asia Research Institute, Tokyo
has been microfilmed on 21 Oct 1948 for
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON
Files Unit
Document Division

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 1864

TITLE: Japanese loan to China compiled by First Division

First Investigation Committee of the East Asia Research
Institute. Table of Contents

SOURCE: East Asia Research Institute, Tokyo

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

DOC. NO. 1864

DATE 13 June 46

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Japanese loan to China compiled by
First Division First Investigation Committee of the East Asia
Research Institute

Date: July 1940 Original Copy Language Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also Witness if applicable)

Doc. Div.

PERSONS IMPLICATED:

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute, Tokyo

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Economic aggression and support of puppet govts. in China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Japanese loans to China...compiled from the time of the
Boxer Rebellion up to and including 1938 by the East Asia
Research Institute.

Loans from the time of the China Incident to the
various autonomous governments (p 126) of China are also
covered.

Analyst: Lt. Goldstein

Doc. no. 1864

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

DOC. NO. 1864

DATE 13 June 46

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Japanese loan to China compiled by
First Division First Investigation Committee of the East Asia
Research Institute

Date: July 1940 Original Copy Language Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also Witness if applicable)

Doc. Div.

PERSONS IMPLICATED:

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute, Tokyo

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Economic aggression and support of puppet govts. in China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Japanese loans to China...compiled from the time of the
Boxer Rebellion up to and including 1938 by the East Asia
Research Institute.

Loans from the time of the China Incident to the
various autonomous governments (p 126) of China are also
covered.

Analyst: It. Goldstein

Doc. no. 1864

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

DOC. NO. 1864

DATE 13 June 46

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Japanese loan to China compiled by
First Division First Investigation Committee of the East Asia
Research Institute

Date: July 1940 Original Copy Language Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also Witness if applicable)

Doc. Div.

PERSONS IMPLICATED:

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute, Tokyo

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Economic aggression and support of puppet govts. in China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Japanese loans to China...compiled from the time of the
Boxer Rebellion up to and including 1938 by the East Asia
Research Institute.

Loans from the time of the China Incident to the
various autonomous governments (p 126) of China are also
covered.

Analyst: Lt. Goldstein

Doc. no. 1864

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No.

1864

Date 6/11/46

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: *Japanese Loans to China compiled by First Division First Investigation Committee of the East Asia Research Institute*
Date: *July 1940* Original Copy Language: *Jap*

Has it been translated? Yes No
Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: *East Asia Research Institute, TOKYO*

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Economic oppression and support of puppet governments in China

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Japanese loans to China -- compiled from the time of the Boxer Rebellion up to including 1938 by the East Asia Research Institute. Loans from the time of the China Incident to the various autonomous governments [p126] of China are also covered.

Analyst:

I. Goldstein

Doc. No.

1864

S. A. No.	10052
Sack No.	6
Item No.	45

K. YAMADA. May 30, 1946.

Chinese Loan of Japan. (Japanese loan to China)

1. Compiled by East Asia Institute.
2. Date of print :- July, 1940.
3. Member in charge :- Hiroshi HIGUCHI, First Division, First Investigation Committee.

	Page
Preface	4
<u>Chapter I.</u> General loan. First part.	5
A. Indemnity of Boxer's trouble	5
B. Revolutionary Loan	10
C. Two loans to solve pending questions in Shantung	14
1. Loan for Kiau-Tsi Railroad	14
2. Loan for public fortune and indemnity for salt	15
 Chapter II. General loan. Second part.	 17
A. Loan for wireless telegraph of Navy Department	17

	2
	Page
B. Payment in advance of loan for canal.	20
C. Advances of insurance premiums for arms transport	21
D. Loan for payment of munitions	21
E. Loan for education cost of Chinese students in Japan	22
F. Loan for Hanyang arsenal	23
G. Money due from credit in Hanyang arsenal	24
H. Loan for Bureau of Copper.	25
I. Another loan for Bureau of Copper.	26
J. Loan for Printing Bureau of Finance Department	26
K. Money due from credit in Hankow Paper Factory	27
L. Money due from credit in Tientsin Mint	27
M. Indemnity of Tientsin Mint	28
N. Money due from credit in Tschow Arsenal.	28
O. Money due from credit in Anching Mint	29
Q. Money due from credit in Shantung Arsenal	29

	3
	Page
R. Sun Wen Loan	30
S. CHEN Chen-Hsuan, CHANG Yao-Tsenq Loan	30
T. CHAO Chang-Wang Loan	31
<u>U.</u> Arms Loan	31
<u>V.</u> Nine-Six loan bonds	32
<u>W.</u> East Colonial Co. Small Amount Loan	33

Chapter III. Nishihara Loan	34
A. Communication Bank Loan	34
B. Wire telegraph Loan	36
C. Chilin, Heilungpiang mine and forest loan	37
D. Chilin-Hweiming Railroad Loan	39
E. Manchuria-Mongolian Four Railroads Loan	40
F. Shantung Two Railroads Loan	42
G. Participation in a War Loan, the so-called Arms Loan	44
H. Criticism on Nishihara Loan	45
I. Process of redemption of Nishihara Loan	46
J. Transfer of Nishihara Loan	50

Chapter IV. Railroad Loan

- | | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------|----|
| /// A. | Communication department loan
(Peiping-Hankau Railroad loan) | 54 |
| B. | Money due from Credit of sleepers in
Peiping-Hankau Railroad | 56 |
| C. | Peiping-Suiyuan Railroad loan | 57 |
| D. | Money due from credit in Peiping-
Suiyuan Railroad loan | 59 |
| E. | Loan of wagons in Tsin-Pu Railroad | 60 |
| F. | Money due from credit of wagon in
Tsin-Pu Railroad | 61 |
| G. | Nan-Hsun Railroad Loan | 62 |

Chapter V. Various Redemption Loan 65

- | | | |
|----|--------------------------------------|----|
| A. | Wire telegraph loans | 65 |
| B. | Loan for extension of telephone | 67 |
| C. | Hankow Paper Factory loan | 71 |
| D. | Nanking Mint loan | 72 |
| E. | Shantung Business loan | 73 |
| F. | Kwangtung Provincial government loan | 74 |

G. Chiangsi China Bank loan	78
H. Chiangsi Finance office loan	79
I. Fukien Provincial government loan	80
J. Appendix. Amount of repayment of redemption loan	81

Chapter VI. Mine Loan. Part 1.	84
A. Hanyehping Company loan	84
B. Yee Fan Company loan	90

Chapter VII. Mine Loan. Part 2.	97
A. Peiping Min Kang Company loan	97
B. Tung Bu Company loan	98
C. Shun Chi Mining Company loan	98
D. Fu Yao Mining Company loan	99
E. Wanfen Mining Company loan	99
F. Fumin Limin Company loan	100
G. Lungyen Iron Ore Company loan	101
H. Hsinghsiang Company loan	101
I. Chuwutan Company loan	102

J.	Chenhau Mining business Company loan	102
K.	Chang Fu-Sheng loan	103
L.	Tan Chi-Jui loan	104
M.	Jao Meng-Jen loan	104
N.	Kaiyuan Mining business Company loan	105
O.	Wei Min loan	106
P.	Sisha Islands Business Company loan	107

Chapter VIII. Business Loan 108

A.	Yu yuan Textile Industry Company loan	108
B.	Yuta Textile Industry Company loan	109
C.	Puyih Business Company loan	110
D.	Yangtze Instrument Company	111
E.	Chilu Bank loan	112
F.	Chengchow Pier Establishment loan	113
G.	New Cultivation Company loan	113
H.	Yu-hau Cultivation Company loan	114
I.	Swatow - Changlin Light Railroad loan	115
J.	Anching - Chengyang Railroad Company loan	116
K.	Tsingfu Light Railroad Company loan	117

- L. Swatow Water-works Company loan 117
M. Canton Shunho Company loan 118
N. Yutsein Leather Manufacturing Company loan 118

Chapter IX. Provincial government Loan 119

- A. Chianghsi Finance Office Loan 119
B. Fukien Finance Office loan (Hung Li-Hsien) 119
C. Fukien Finance Office loan (Ke Pao-Lo) 120
D. Money due from credit in Cheungsha Mint 120
E. Hunan province Shui Kowshan loan 121

Chapter X. Electric Lamp Loan 123

Chapter XI. Loan contracted just before the
China Affairs 124

* Chapter XII. Loan contracted after the China Affairs 126

⊗ XIII. Conclusion 128

Annexed Tables

- I. General loan. Part 1.
- II. General loan. Part 2.
- III. Nishihara loan
- IV. Railroad loan
- V. Redeemed loan
- VI. Mine loan. Part 1.
- VII. Mine loan. Part 2.
- VIII. Business loan
- IX. Provincial loan
- X. - Electric Lamp loan
- XI. Loan contracted just before the China Affairs
- XII. " " after the China Affairs.

[THE END]